

## 第 3 回復興委員会の概要

### 1 第 3 回復興委員会の開催概要

- (1) 開催日時 平成 23 年 5 月 13 日 (金) 14:00~16:30
- (2) 開催場所 エスポワールいわて 大ホール
- (3) 議 題
  - ① 専門委員会からの報告 (総合企画専門委員会、津波防災技術専門委員会)
  - ② 被災地の現状と復興に向けた取組について (沿岸・県北広域振興局)
  - ③ 復興に向けた具体的取組
  - ④ 意見交換
  - ⑤ 専門委員の配置について
  - ⑥ その他

### 2 第 3 回復興委員会における主な意見等の概要

#### (1) 各委員からの提言

##### 【中崎和久委員】

- 森林と海は深いつながりがある。山からきれいな海を取り戻すために尽力したい。
- 復興に当たって、木材の供給は相当計画的にやらないとうまくいかない。原木から加工材を供給できるシステムを構築したい。

##### 【石川育成委員】

- 大地震、大津波の複合災害で、遺体収容・検案作業がうまく進んでいない。
- 山田、陸前高田、大船渡の海に近い、平場にある県立病院は被災した。医療機関は安全な場所に設置すべき。
- 少ない医師でも対応できるシステム、例えば在宅医療や地域包括ケアの推進について岩手らしさを出すべき。

##### 【桑島博委員】

- がれきの撤去など経済社会生活基盤の回復や、義援金や災害弔慰金などの早急な交付により、被災者の当面の生活を支えることが大事。
- 応急仮設住宅などでの居住が継続できるよう法制度の改正等が必要。
- 被災者の多様な相談に総合的に対応し、解決までの道筋などを示せるような相談対応機関を市町村に 1 か所以上設置し、専門のスタッフを配置する必要。
- まちづくり構想の柱の一つとして、医療・福祉サービスの提供基盤整備を掲げるべき。
- 買い物や見守りなどの福祉的支援を行うため、地域の支え合いによる支援の仕組みづくりを担う地域福祉コーディネーターの配置を拡充することが必要。
- 福祉サービスの中核となる特別養護老人ホーム、障害者自立支援施設や保育所、デイサービス事業所などの在宅サービス事業所の設備、児童館など子育て支援拠点の復旧が必要。これらを運営する社会福祉法人も震災の人的・物的被害による負債のみ残るなど再建が困難となっているものがあるので、新たな補助制度の制定など特別の支援が必要。
- 応急仮設住宅地への仮設介護拠点の設置に当たっては、入居者の実情に応じ、介護だけでなく障害者の支援や子育て支援にも対応できるものとする必要。
- 民生委員活動の再編に当たっては、亡くなった民生委員の補充を行うだけでなく、震災以前より手厚い配置が必要。

#### 【植田真弘委員】

- 雇用を再建し地域経済の縮小を回避することは主要な課題。震災前の沿岸地域の就業人口（12.2万人）に戻し、一層の発展を図るためには、経済特区指定等の支援策を国家プロジェクトとして推進することが不可欠。
- 雇用再建のためには、既存の地場産業を復興・発展させること、漁業を中核とした水産加工業等を一体化し強化することに加えて、雇用吸収力の高い、経済のグローバル化に対応した高い競争力を有する新たな“ものづくり産業”の沿岸地域への集積の可能性を模索することも必要。
- その際、地域として人材育成、高速交通・港湾の整備、用地確保等の準備が必要。
- 岩手県立大学においては、「暮らしの創造と再建」、「産業経済の創造と再建」、「災害に強いまちづくりとインフラシステム整備」の3つの復興研究領域を設定し、地域政策研究センターを中心に、学部横断的に取り組む体制を構築。

#### 【大井誠治委員】

- 沿岸地域の基幹産業である水産業の復興がなければ沿岸地域の復興はなく、水産業の復興が急務。
- 水産業に関わる生産から流通・加工まで、一体的かつ素早く再生することが必要であるが、そのためには、自助努力だけでは限界があるので、国の全面的な財政的支援が必要。復興のあり方については、地域の声を聞き、地域の特徴を生かしたものにすべき。
- 水産業・漁村の復興のためには、甚大な被害を受けた漁港を早急に復旧・復興することが必要不可欠。
- 集落移転については、高地への移転だけではなく、地域の実情に応じて、道路等公共施設の盛土や、被災地を盛土した新集落の形成、幅広い避難路の整備など、二重、三重の防災機能を組み合わせた強いまちづくりについて、地域で主体的に検討する必要。
- 当面、生産が軌道に乗るまでの間に、漁業者、流通加工業者等の生活や事業再開、資金の確保が必要。初期の対応として、緊急的な雇用の維持、再建に向けた支援、漁業者等の既往債務の特例措置が必要。
- 本県の漁業は、宮城県と比較して事業規模は小さいものの、沿岸漁業を軸に地域に密着しながら沿岸域の地域経済を支えてきたところなので、被災した漁協の事務所復旧と漁協機能の早期回復を図るための全面的な支援をいただいた上で、「漁協を核とした地域の振興」を図るべき。

#### 【朝倉栄委員（長澤壽一委員代理）】

- 農林水産業の再建に向けて、既存の債務と再興に必要な新たな借入れが重なる「二重債務」を防ぐ対策が必要。
- 農地、用水パイプライン、ライスセンターなどの農業共同利用施設、JAの本支店なども甚大な被害を受けたところ。農業生産基盤等の早期復興のために、施設再編を踏まえた合理的・効率的な施設取得への支援が必要。
- 「新たな産地づくり」は、農地面積が少なく、沿岸特有の気象条件に鑑み、施設型園芸を普及すべき。生産に当たっては、集落営農組織によることが力強い農業生産の再興の道。

#### 【福田泰司委員】

- 沿岸線区の復旧に当たっては、被災地域の復興計画の策定と一体となって進めていく必要。その際、鉄道路線のルート選定をはじめ、津波対策の確実な実施が必要。
- 用地確保については、関係市町村や鉄道事業者単独では整理が困難になることが予想されるので、支援を検討すべき。
- 鉄道施設の復旧に当たっては、新線建設と同等の大規模工事が必要となり、莫大な費用になることが想定されるので、国・地方自治体・事業者の連携のもと、新たな財源スキームの策定を検討すべき。
- 平泉の文化遺産の世界遺産登録は、岩手の観光にとって大きな力。平泉の文化的な価値を守り高めながら、ガイドや二次交通など観光客の受け入れ体制を充実するとともに、平泉効果を全県に波及させるための方策が必要。
- 来年4～6月のいわてデスティネーションキャンペーンを地域経済の復興にどう結び付けるかについて、自治体や関係団体が連携していくことが重要。

#### 【高橋真裕委員】

- 二重債務解消のためのファンド設立について県から提示があったが、金融機関も前向きに検討したい。制度設計に当たっては、①すべての企業を対象にするのではなく競争力のある企業を育成する観点でそういう企業を優先して支援すること、②モラルハザードが生じないようにすること、③企業の業態によって状況が違うためこのファンドですべてが解決するわけではなく直接投資やDDS（疑似資本）の手法等民間の知恵を活用すべきであること。
- スピード不足が復興の足かせになる。対策が遅いと立ち直りに時間がかかり効果が限定的になる。例えば、水産業者が事業再開するに当たり、農地転用、建築確認の手続等で事業開始の目途が立たず、取引の停止もありうる事態に。ワンストップの相談窓口体制、提出書類の簡略化等の対策が必要。
- 進出企業の撤退や規模縮小で、地域経済の地盤沈下に拍車がかかる。北上市には産業集積のノウハウがあるので、北上市OB職員も活用することも検討に値する。

#### 【遠藤洋一委員】

- 7つの取組内容について、取組の時系列に沿った構成としてはどうか。
- 復興教育の発展として、「復興教育推進の拠点」としての研究施設を設立できないか。
- 「社会教育・生涯学習環境の整備」について、将来世代を見据えた減災学習・教育の取組支援を加えてはどうか。
- 「スポーツ・レクリエーション環境の整備」について、被災以前に各地域で盛んだったスポーツ種目再生への支援を検討してはどうか。

#### (2) 意見交換での各委員の発言事項

- 「復興に向けた具体的取組」について、7つの柱ごとに網羅的な内容になっているが、横のつながりが見えにくい。今後のビジョンの検討に当たっては、基本的な理念を打ち出すことが必要ではないか。

## 復興に向けた原則と具体的取組について（案）

### 1 「復興に向けた原則」について

- 単なる現状復旧にとどまるのではなく、より安全・安心な地域づくりを根幹とする。
- 被災者が希望をもって「ふるさと」に住み続けるための拠り所となる道筋を示すものとする。
- 取組の原則を示し、その下で、地域のコミュニティや、人與人、地域と地域のつながりを重視しながら実践するものとする。

### 《復興に向けた原則》（たたき台）

#### 【第1】「安全」の確保

再び人命がそこなわれることのない多重防災型まちづくりを目指し、ハード・ソフトの総合的な津波防災対策の実現により、住民の安全を確保する。

#### 【第2】「暮らし」の再建

住宅の供給や仕事の確保、医療・福祉・介護体制の再構築などに取り組むことにより、生活の再建を図る。

#### 【第3】「なりわい」の再生

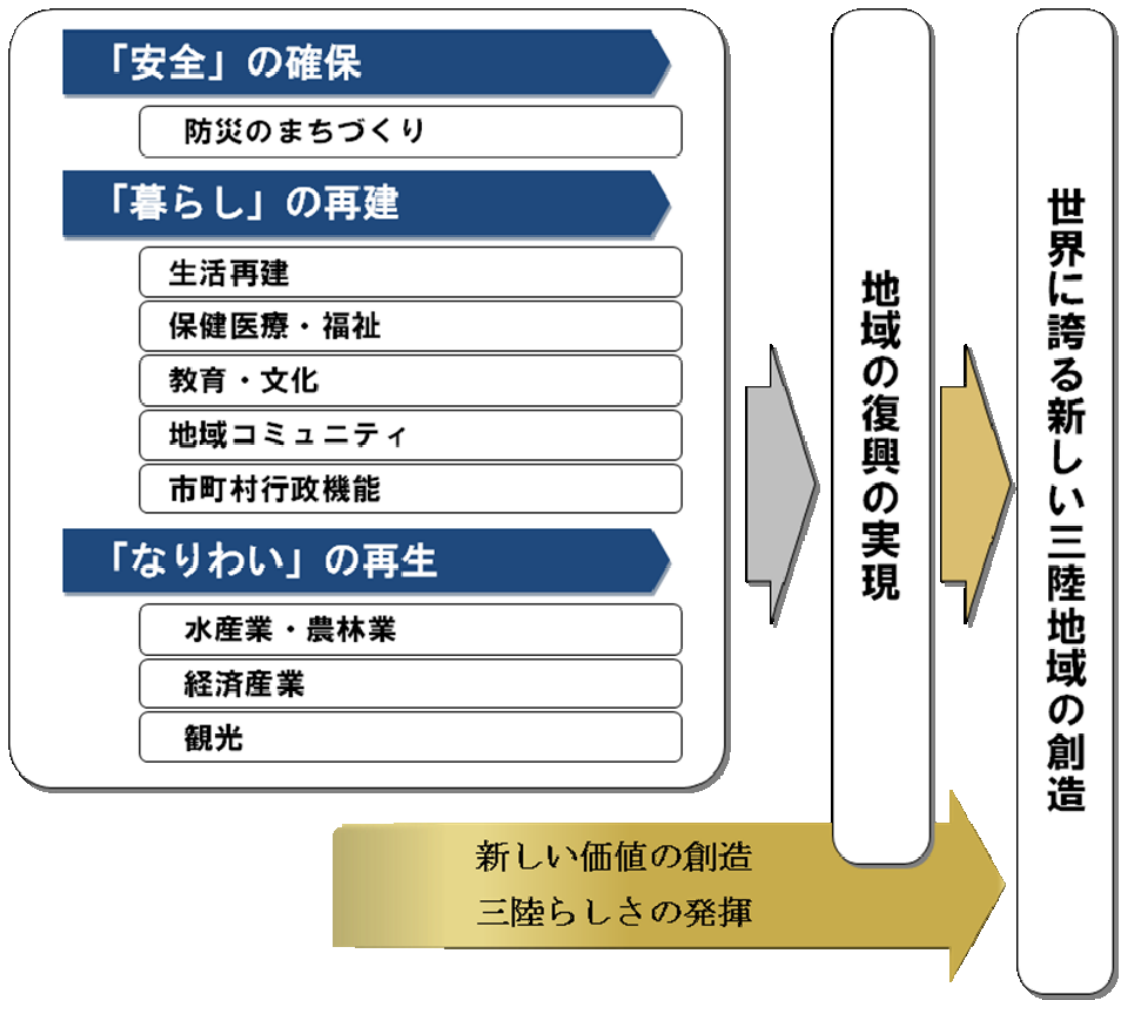
沿岸地域の基幹産業である水産業や地元商工業の早期復活により、地域産業を活性化する。

※ 復興委員会 総合企画専門委員会における意見等を踏まえて検討していくもの。

### 2 「復興に向けた具体的な取組」について

- 復興の取組の柱ごと、地域住民が最も知りたいと考える主な取組内容を記載するほか、「東日本大震災津波からの復興に向けた基本方針」に基づき取り組む内容の全体については、後述する。
- また、本章で掲げる復旧・復興の取組とともに長期的な視点に立ち世界に誇る新しい三陸地域の創造に向け「三陸創造プロジェクト」を推進するが、その取組については、第 5 章に掲げる。

【復興に向けた取組のイメージ】



## 「安全」の確保

## 防災のまちづくり

## ■ 基本的考え方

津波対策の方向性（津波防災施設・まちづくり・ソフト対策）を踏まえ、災害に強い交通ネットワークやライフラインの構築、エネルギーの自給を目指すエコタウンの形成など、安全で安心な防災型の都市・地域づくりを進める。また、住民の故郷への思いや地域の歴史、文化・伝統を踏まえた住民主体の新しいまちづくりを進める。

## 取組項目① 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災型都市・地域づくり

## 概 要

津波防災を考慮した土地利用をはじめとする多重防災型のまちづくり計画等を策定し、地域に最も適したハード整備とソフト施策の組み合わせにより防災型都市・地域づくりを推進

## ➤ 緊急的な取組

- ・ 生活環境に支障が生じる災害廃棄物（がれき）の早期撤去
- ・ 二次災害防止のための防災施設等の応急的な復旧を推進

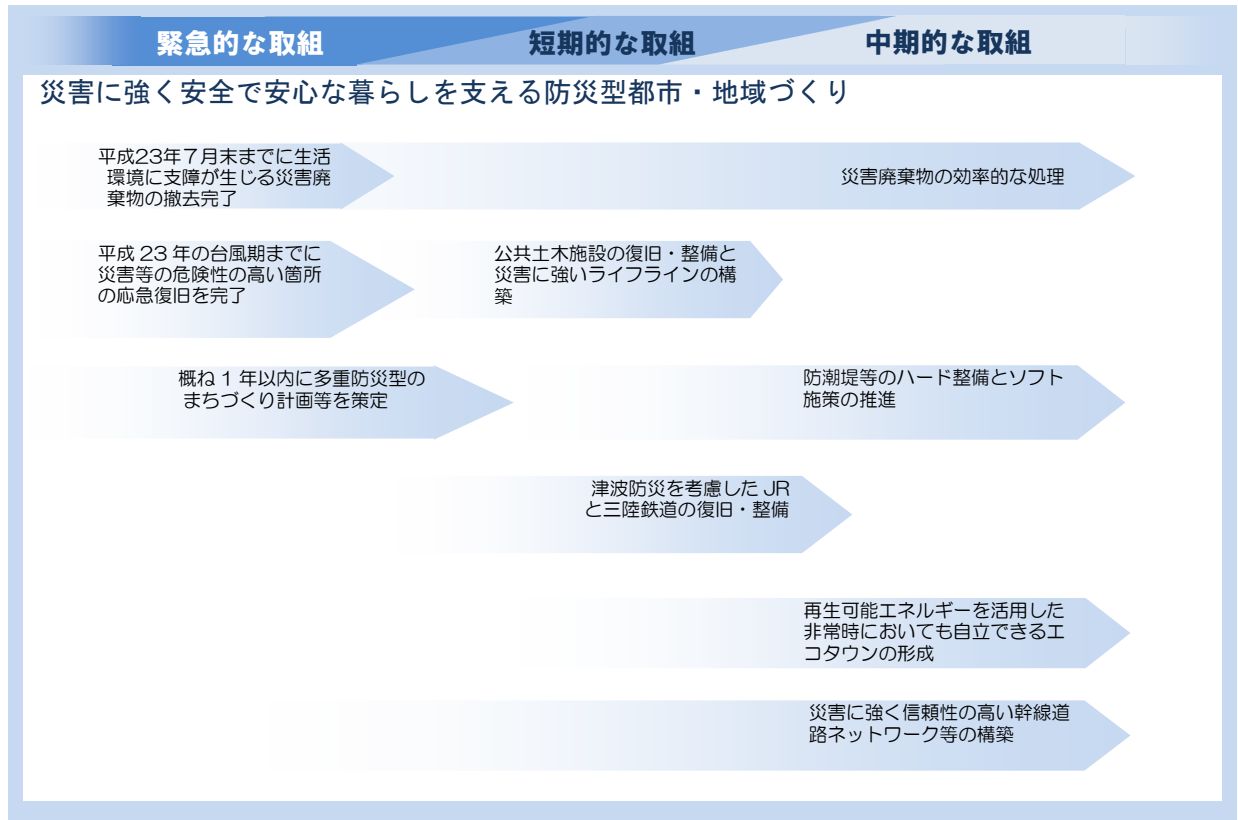
## ➤ 短期的な取組

- ・ 計画的な災害廃棄物の処理を行うとともに、リサイクルを進めるなど、環境に配慮した処理を促進
- ・ 多重防災型のまちづくり計画等の策定を促進するとともに、計画に連動した警察署等の防災拠点施設や防潮堤等の公共土木施設の復旧・整備及び災害に強いライフラインの構築の推進
- ・ 高規格幹線道路等の幹線道路ネットワークの重点整備を促進（三陸縦貫自動車道などの三陸沿岸地域の縦断軸、東北横断道釜石秋田線などの内陸と三陸沿岸地域を結ぶ横断軸）
- ・ 津波防災を考慮した JR 及び三陸鉄道の復旧・整備

## ➤ 中期的な取組

- ・ 防潮堤等の防災施設をはじめとしたハード整備、重層的な防災通信ネットワークの構築や複数の避難経路の確保などのソフト施策による多重防災型のまちづくりを推進
- ・ 太陽光、木質バイオマスなどの再生可能エネルギーを活用した非常時においても自立できるエコタウンの形成
- ・ 災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークを構築するとともに、これを補完する国道・県道などの広域道路ネットワークを確立

## 復興への歩み



取組項目② 故郷への思いを生かした豊かで快適な生活環境づくり

概 要

復興の第一歩を担う現役世代、次代を担う子どもたちなど、地域住民の故郷への思いや地域の歴史や文化・伝統を踏まえた、住民が主体となった復興に向けた生活環境づくりを推進

➤ 緊急的な取組

- ・ 住民生活の再建を支える道路、污水处理施設等の生活基盤の復旧・整備

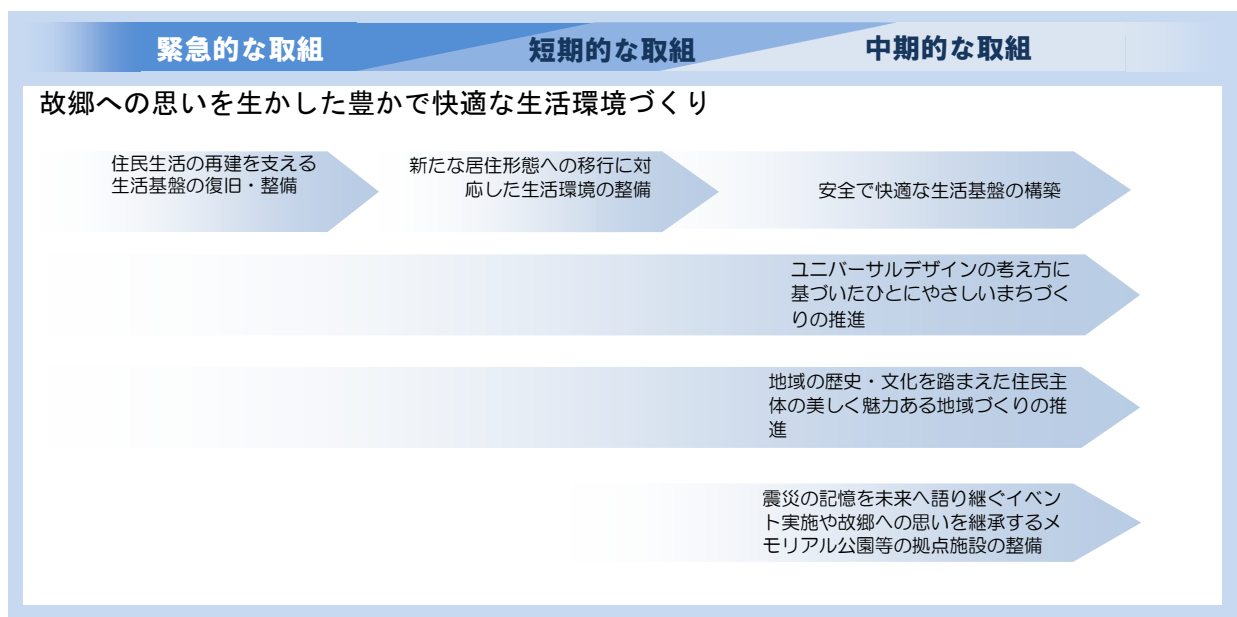
➤ 短期的な取組

- ・ 住民の意向を踏まえた新たな居住形態への移行に対応した生活環境の整備
- ・ 地域の歴史・文化を踏まえた誇りや愛着を持てる住民主体の美しく魅力ある地域づくりの推進

➤ 中期的な取組

- ・ 新たな生活環境に対応した安全で快適な生活基盤の構築
- ・ 震災の記憶を未来へ語り継ぐイベント実施や故郷への思いを継承するメモリアル公園等の拠点施設の整備
- ・ ユニバーサルデザインの考え方に基づいたひとにやさしいまちづくりの推進

復興への歩み





## 「暮らし」の再建（Ⅰ）

## 生活再建

## ■ 基本的考え方

被災者のニーズに応える支援体制を構築するとともに、被災者が一日でも早く元の生活に戻れるよう、住環境と雇用の安定化を図る。

そのために、まちづくりと一体となった安全で良質な住宅の供給を進めるとともに、住宅再建・確保に際しての様々なニーズに対応する各種支援制度及び相談窓口を設置する。また、被災により雇用情勢が深刻化しているため、緊急的に雇用の維持・創出を図るほか、内陸部と沿岸部との連携の下、地域の新たな産業振興により、安定的な雇用の場を創出する。

## 取組項目① 被災者の生活再建等への支援

## 概 要

被災者の生活の安定化や住宅再建に向けた資金面等での支援や、住居や雇用を含めた生活全般に関する相談に応じる体制の整備、被災者が安全で安心して暮らせる住宅や宅地を供給するなど生活再建を促進

## ➤ 緊急的な取組

- ・ 被災者の生活再建に向けた状況を把握するため、被災者カルテの整備を支援
- ・ 被災者の避難所生活を早期に解消するため、応急仮設住宅の建設を進めるとともに、被災者への資金面での生活再建を支援
- ・ 仮設住宅と学校・病院等を結ぶバス路線の運行支援

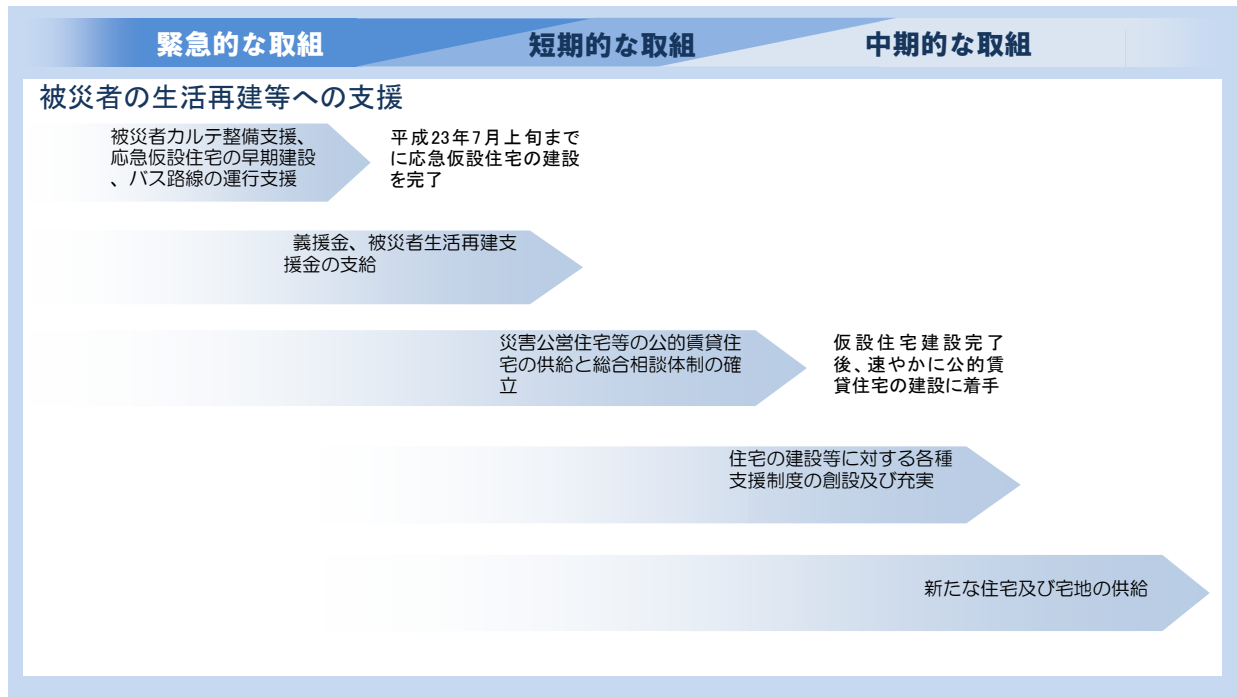
## ➤ 短期的な取組

- ・ 被災者の生活の安定化に向けて、生活全般や雇用など様々な相談に対応できる体制を整備
- ・ 応急仮設住宅入居者等が、早期に安定した住生活を営めるよう、安全で良質な公的賃貸住宅の供給を進めるとともに、住宅再建に向けた各種支援制度の創設及び充実
- ・ 被災者が安全で安心して暮らせる新たな住宅及び宅地の供給を推進

## ➤ 中期的な取組

- ・ 被災者が安全で安心して暮らせる新たな住宅及び宅地の供給を推進(再掲)
- ・ 高齢者等が快適に暮らせる居住環境の整備

復興への歩み



## 取組項目② 被災地域の雇用維持と就業支援

## 概 要

深刻化する被災地域の雇用情勢に対応するため、雇用の維持を図るとともに、産業振興による雇用創出に努め、被災による離職者等の雇用相談や再就職に向けた職業訓練等を実施

## ➤ 緊急的な取組

- 被災地における労働者の雇用維持や離職者等の雇用の場の創出を図るとともに、復興需要等による一時的な雇用増大に対応する雇用のマッチング、職業訓練等を実施

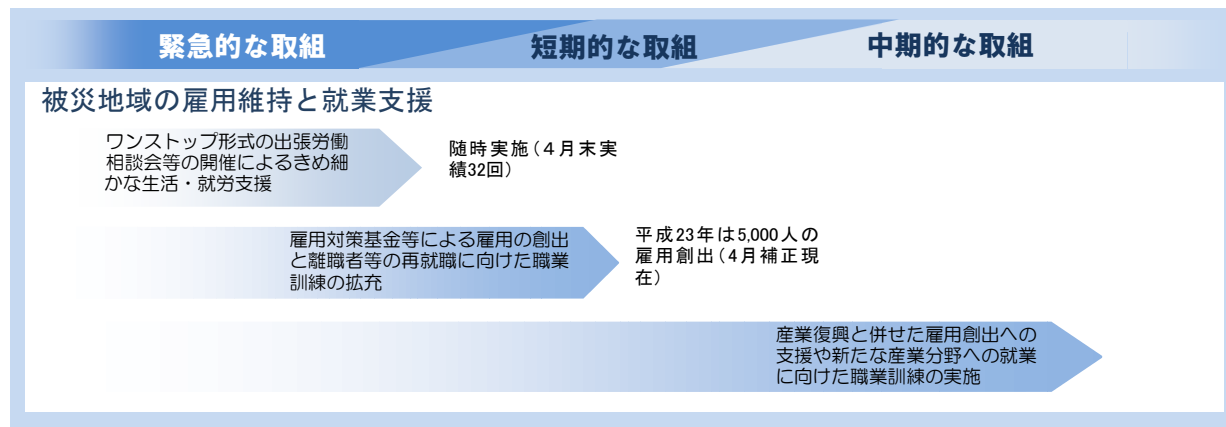
## ➤ 短期的な取組

- 被災した離職者等を受け入れる企業の確保支援や、内陸部の企業への雇用拡大の要請

## ➤ 中期的な取組

- 産業復興と併せた雇用創出への支援や、新たな産業分野に対応した職業訓練を実施

## 復興への歩み



## 「暮らし」の再建（Ⅱ）

## 保健医療・福祉

## ■ 基本的考え方

被災者の生命と心身の健康を守るために、被災した医療機関や社会福祉施設等について早期に機能の回復を図るとともに、きめ細やかな保健活動やこころのケア・保護を必要とする子どもの養育支援などを実施する。

また、地域が主体となった新たな“まちづくり”と連携しながら、被災者のニーズにあった質の高い保健・医療・福祉サービスを継続的に提供するため、運営体制を新たに構築する。

## 取組項目① 災害に強く、質の高い保健医療福祉提供体制の整備

## 概 要

被災者の生命と心身の健康を守るため、被災した医療・社会福祉施設等の機能の回復を図るとともに、新たなまちづくりに連動した災害に強く、質の高い保健医療福祉提供体制を整備

## ➤ 緊急的な取組

- ・ 医療・社会福祉施設等の機能回復を図るため、被災地の被害状況に応じて、サービス拠点の仮設整備、施設の復旧、スタッフの確保等施設運営体制を支援

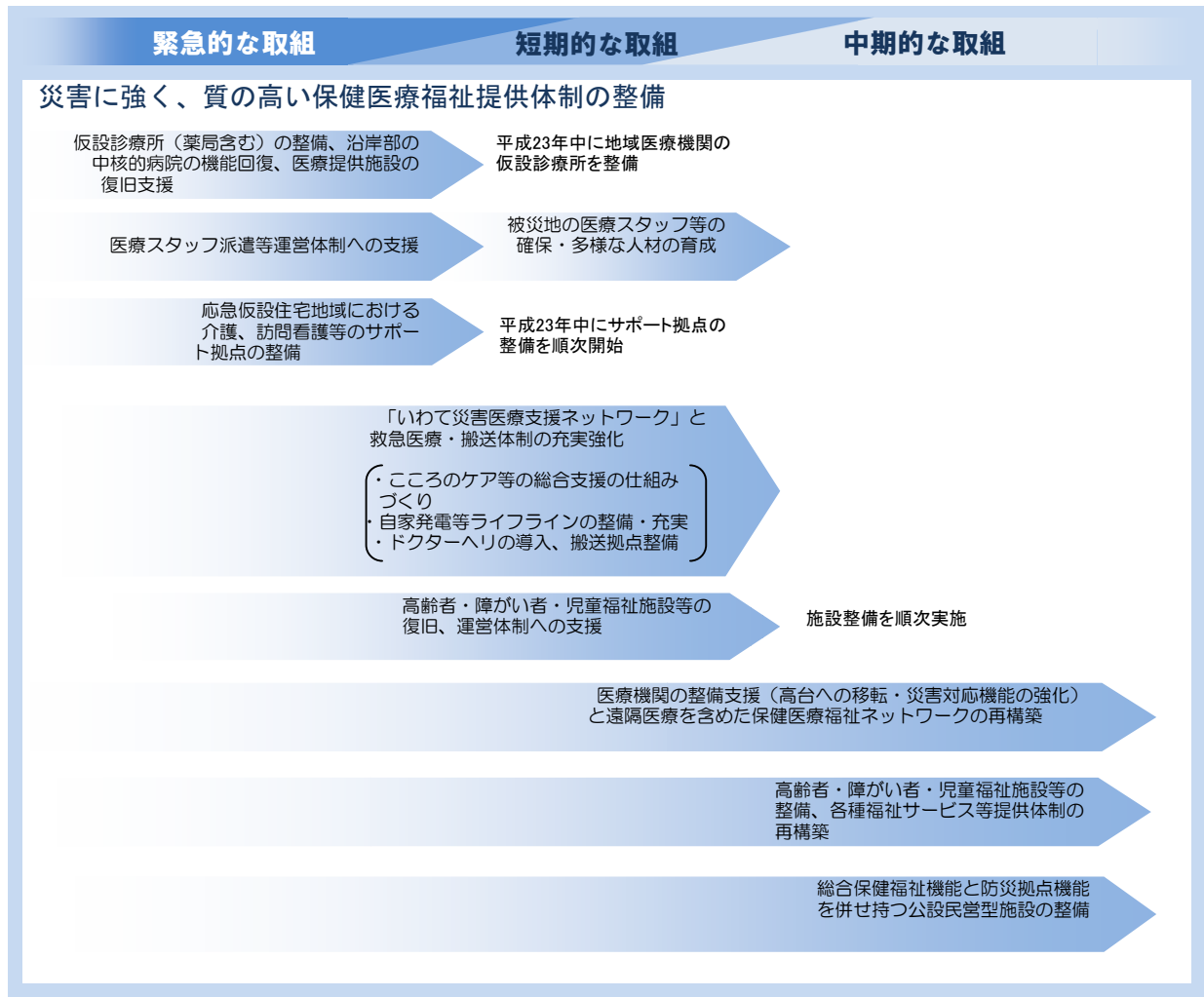
## ➤ 短期的な取組

- ・ 災害時の医療救護体制の充実や医療機関のライフラインの確保を推進
- ・ 被災地における医師、薬剤師、看護職員及び介護職員等保健医療福祉従事者の重点的な確保と多様な人材の育成

## ➤ 中期的な取組

- ・ 新たなまちづくりと連動し、人口集積の状況や高齢者等の支援ニーズに対応した保健、医療、福祉施設を整備
- ・ 地域の保健医療・福祉の関係機関の機能を最大限に発揮するネットワークを再構築
- ・ 大規模な災害の発生に備え、市町村保健センターや介護保険・障がい福祉施設に防災機能を付加するとともに、総合保健福祉機能と防災拠点機能を併せ持つ公設民営型複合施設を整備

復興への歩み



取組項目② 健康の維持・増進、こころのケアの推進や要保護児童等への支援

概要

きめ細かな保健活動とこころのケア活動、保護を必要とする子どもたちの養育支援や心にダメージを受けた児童生徒のこころのサポート等を実施

➤ 緊急的な取組

- ・ 被災者の状況に応じたきめ細かな保健指導や栄養指導、口腔ケア活動等の取組支援や「こころのケアチーム」による住民等へのこころのケアの実施
- ・ 被災した子どもの不安解消や情緒の安定化を図るとともに、被災孤児の適切な養育環境を確保

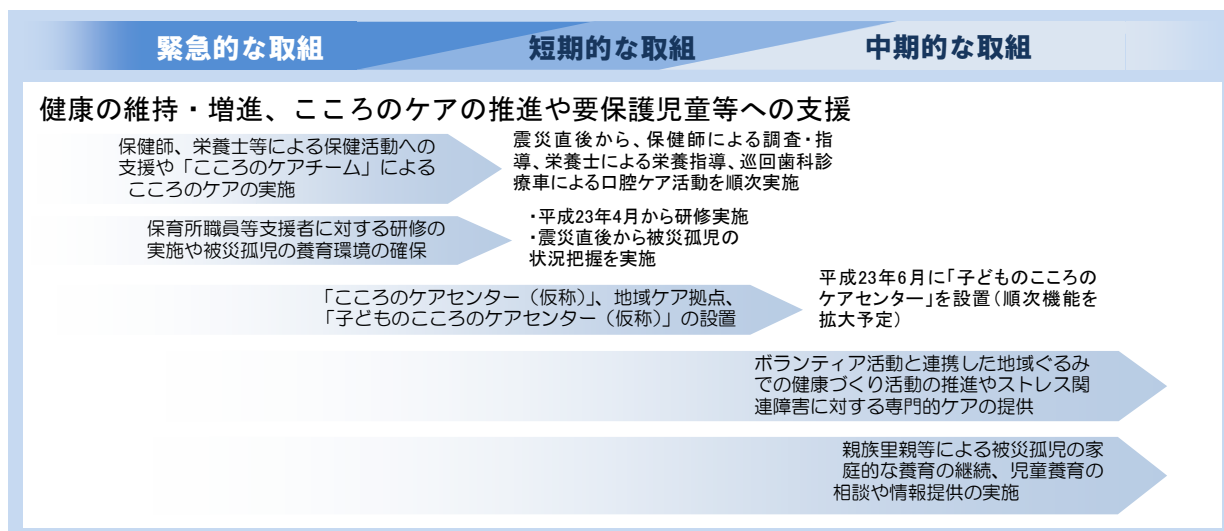
➤ 短期的な取組

- ・ 「こころのケアセンター（仮称）」等の設置や精神医療体制の強化により被災者に対するきめ細かなこころのケアを実施
- ・ 「子どものこころのケアセンター（仮称）」を設置し、被災した子どもに対するこころのケアや支援者への技術的支援を実施
- ・ こどものこころの回復を図るこころのケアの取組や震災孤児の生活の安定に向けた支援体制を構築

➤ 中期的な取組

- ・ 地域のボランティア等多様な主体の参画による地域ぐるみでの健康づくり活動を推進
- ・ 精神保健医療福祉体制の充実を図り、精神的問題を抱える被災者等への専門的ケアを継続的に実施
- ・ 被災孤児・遺児の成長に伴う養育ニーズの変化に対応した、児童相談所等による継続した支援を実施

復興への歩み



## 「暮らし」の再建（Ⅲ）

## 教育・文化

## ■ 基本的考え方

学びの場の復興を進めるとともに、学校、家庭・地域が協働して子どもたちの養育や心のサポートを行う。また、復興教育を進めることにより、災害への対応や復興に対する自己の在り方などを総合的に学ぶ機会を設ける。

## 取組項目① 児童生徒への心のサポートの充実

## 概 要

きめ細かな保健活動とこころのケア活動、保護を必要とする子どもたちの養育支援や心にダメージを受けた児童生徒の心のサポート等を実施

## ➤ 緊急的な取組

- ・ 児童生徒の適切な心のサポートを図るために県外臨床心理士を確保し、多大な被災を受けた県内公立学校へ派遣

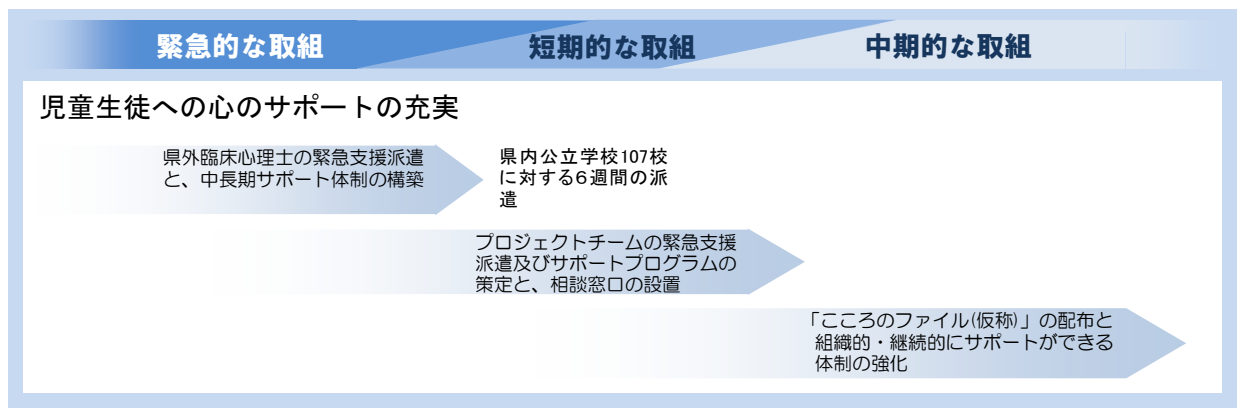
## ➤ 短期的な取組

- ・ 「いわて子どもこころサポートチーム」による県内公立学校への緊急派遣や県内臨床心理士による相談窓口及び相談電話の設置による個に応じた対応を実施

## ➤ 中期的な取組

- ・ 児童生徒のそれぞれの時期における心の相談経過を記録できる「こころのファイル(仮称)」を作成し、学校に配付して活用するなど、中長期にわたる児童生徒の心のサポート推進

## 復興への歩み



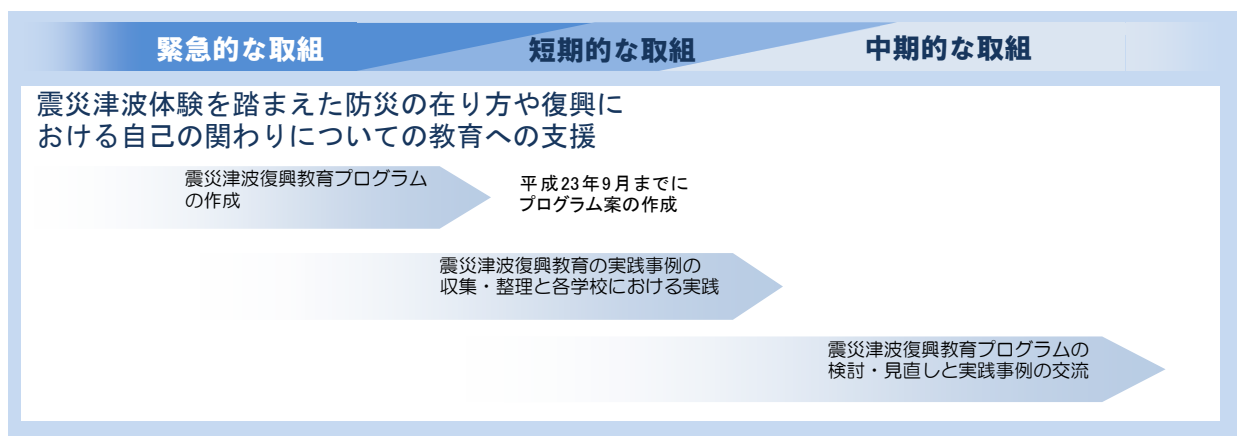
取組項目② 震災津波体験を踏まえた防災の在り方や復興における自己の関わりについての教育（震災津波復興教育（仮称））の推進

概 要

東日本大震災についての状況の理解や今後の災害への対応、自己の在り方、将来像の創造等、様々な要素を組み入れた全県的な教育プログラムを構築

- **緊急的な取組**
  - ・ 震災津波復興教育プログラムの作成と各学校における実践
- **短期的な取組**
  - ・ 震災津波に関わる教育についての実践事例の収集や実践アプローチの視点の整理及び分類と各学校における実践
- **中期的な取組**
  - ・ 震災津波復興教育プログラムの検討と見直しと各学校における実践事例の交流

復興への歩み





## 「暮らし」の再建（Ⅳ）

## 地域コミュニティ

## ■ 基本的考え方

従前の住民相互のコミュニケーションを維持するとともに、地域の結束力が更に強まるよう、復旧・復興段階に応じた地域コミュニティ活動の環境を整える。さらに、高齢者や障がい者を住民相互で支え合う等の福祉の観点も取り入れながら、地域コミュニティ活動の活性化に向けた取組を支援する。

また、県は、地域住民や「新しい公共」の担い手であるNPO・企業等並びに市町村などと協働し、被災地域の住民が主役となって進める復興のまちづくりを支援する。

## 取組項目① 地域コミュニティの再生・活性化

## 概 要

被災地域の自立的復興を促進するための地域コミュニティの再生・活性化に向けた取組の支援や、地域に居住する全ての人々が安心して地域で生活できるように住民相互が支え合う福祉コミュニティを確立するとともに、地域の結束力の強化に向け、郷土芸能や文化活動を支援

## ➤ 緊急的な取組

- ・ 応急仮設住宅等での避難生活において、従前の住民相互のコミュニケーションの維持や地域コミュニティを継続するための支援
- ・ 応急仮設住宅等における高齢者や障がい者等の孤立化の防止や必要な福祉サービスを受けられる体制を構築

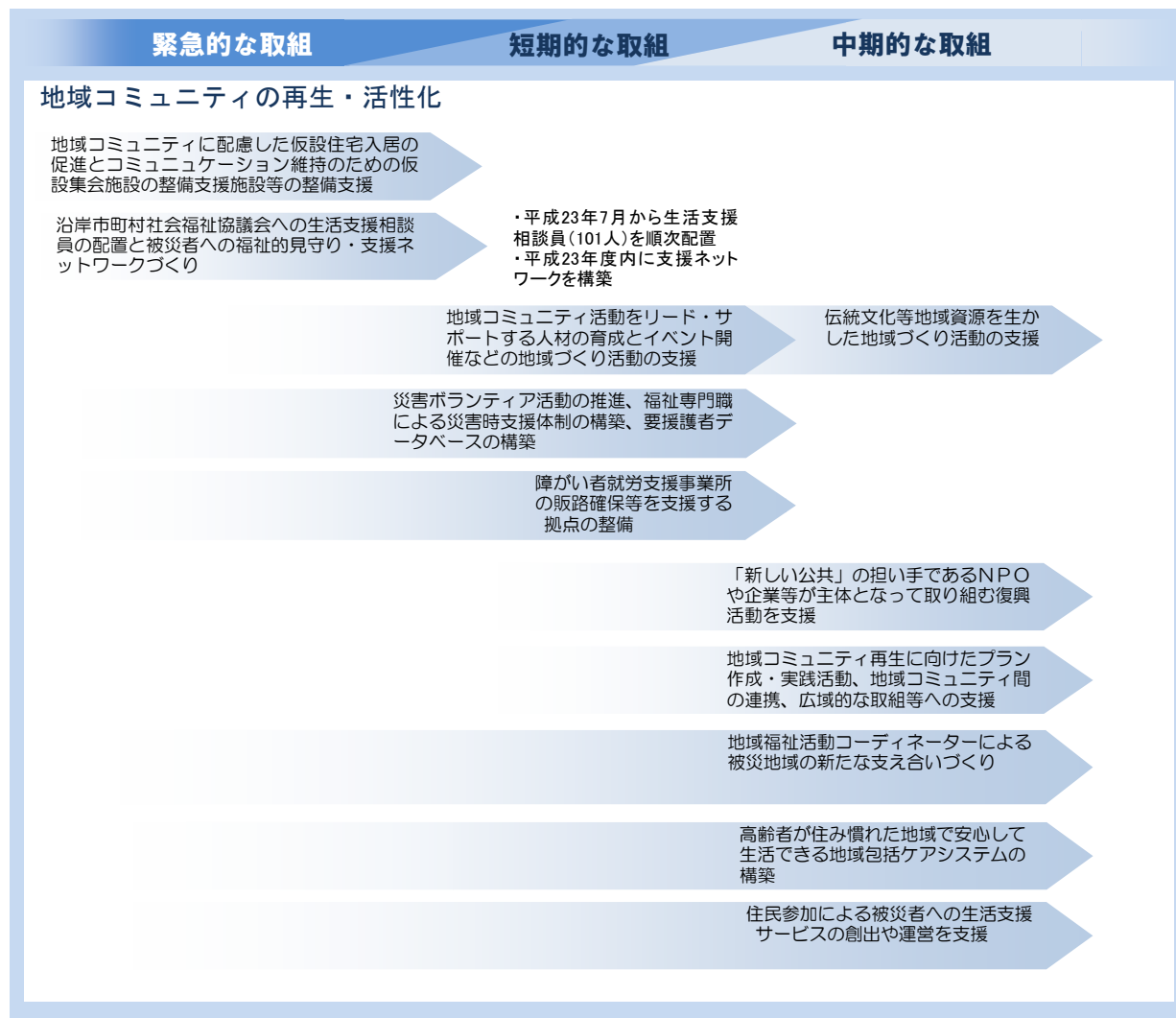
## ➤ 短期的な取組

- ・ 地域をけん引する人材育成や地域コミュニティ活動の支援
- ・ 高齢者や障がい者等の要援護者に対する災害時支援体制づくりの推進
- ・ 障がい者が地域で生活できる環境づくりを支援するため、障がい者の就労を支援

## ➤ 中期的な取組

- ・ 従前に地域で培われた地域コミュニティを基礎としつつ、新たなまちづくり下における地域コミュニティの再生・活性化への支援
- ・ 市民の参加と選択のもとで、「新しい公共」の担い手であるNPOや企業等が主体となって取り組む復興活動を支援
- ・ 被災地域の全ての住民が安心して生活できるようにするため、医療施設と福祉施設の連携や住民等の主体的な参画により地域全体で高齢者や障がい者等の要援護者の生活を支援する体制づくりを推進
- ・ 地域の伝統行事、伝統芸能等の地域資源を生かした地域の結束力の具現化を促進

復興への歩み



「暮らし」の再建（Ⅴ）

市町村行政機能

■ 基本的考え方

地域住民の安全・安心の確保のため、被災により住民に対する行政サービスの提供に支障が生じている市町村の早期復旧を支援し、市町村が地域住民とともに新しいまちづくりのランドデザイン（全体構想）を描ける環境を整える。

取組項目① 行政サービスの回復

概要

被災市町村が早急に十分な行政サービスを提供することが可能となるよう、行政機能の回復のために、人的支援や技術的助言などを実施

➤ 緊急的な取組

- ・ 庁舎の大規模な損壊、職員の被災、行政資料の滅失により、行政機能や行政体制に支障が生じている市町村に対し、積極的な人的支援を行い、行政機能の早期復旧を図る。

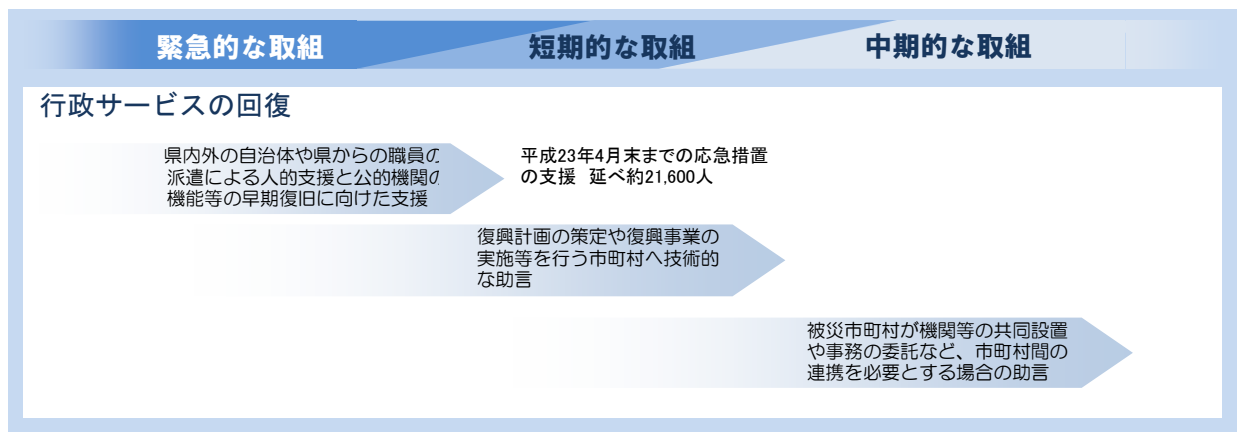
➤ 短期的な取組

- ・ 市町村が災害からの復興に向けた計画策定や事業実施等を行うに当たり、県として必要な情報の提供等の支援を実施

➤ 中期的な取組

- ・ 被災市町村が財政的、人的に厳しい状況下で行政サービスを提供するに当たり、地方自治法に定める機関等の共同設置や事務の委託など市町村間の連携を必要とする場合に、助言等の支援を実施

復興への歩み



## 「なりわい」の再生（Ⅰ）

## 水産業・農林業

## ■ 基本的考え方

## ＜水産業＞

地域に根ざした水産業を再生するため、両輪である漁業と流通・加工業を一体的に再構築する。

また、漁港等の早期復旧を進めるとともに、地域の安全性の確保と継続的な水産業の発展に向け、地域づくりの方向性等を踏まえた漁港や海岸保全施設等の復旧・整備を進める。

## ＜農林業＞

営農の再開に向けて、農地や水利施設等の生産基盤の復旧を進める。また、沿岸地域の気象特性等を生かした生産性・収益性の高い農業を実現するとともに、地域づくりの方向性等を踏まえた農業生産基盤や海岸保全施設等の復旧・整備を進める。

地域の木材加工体制の再生を図るため、被災した合板工場等の復旧・整備を支援するとともに、地域の防災対策を踏まえた防潮林等の復旧・整備を進める。

## 取組項目① 漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の構築

## 概 要

漁業協同組合による漁船・養殖施設等生産手段の一括購入・共同利用システムの構築や、つくり育てる漁業の基盤となるサケ・アワビ等の種苗生産施設の整備、共同利用システムの活用や協業体の育成などを通じた担い手の確保・育成を支援

## ➤ 緊急的な取組

- ・ 漁業協同組合による漁船・養殖施設等生産手段の一括購入・共同利用システムの構築を支援
- ・ 秋サケ等定置網漁業やワカメ養殖等の再開に向けて、漁船の一括購入や養殖施設等共同利用施設の早期復旧を支援
- ・ サケ・アワビ等の放流再開に向けて、今季使用可能なサケふ化場の応急的な復旧やアワビ等種苗生産施設の復旧を推進
- ・ 漁業者による漁港・漁場の調査、災害廃棄物（がれき）の撤去等を通じた生活支援

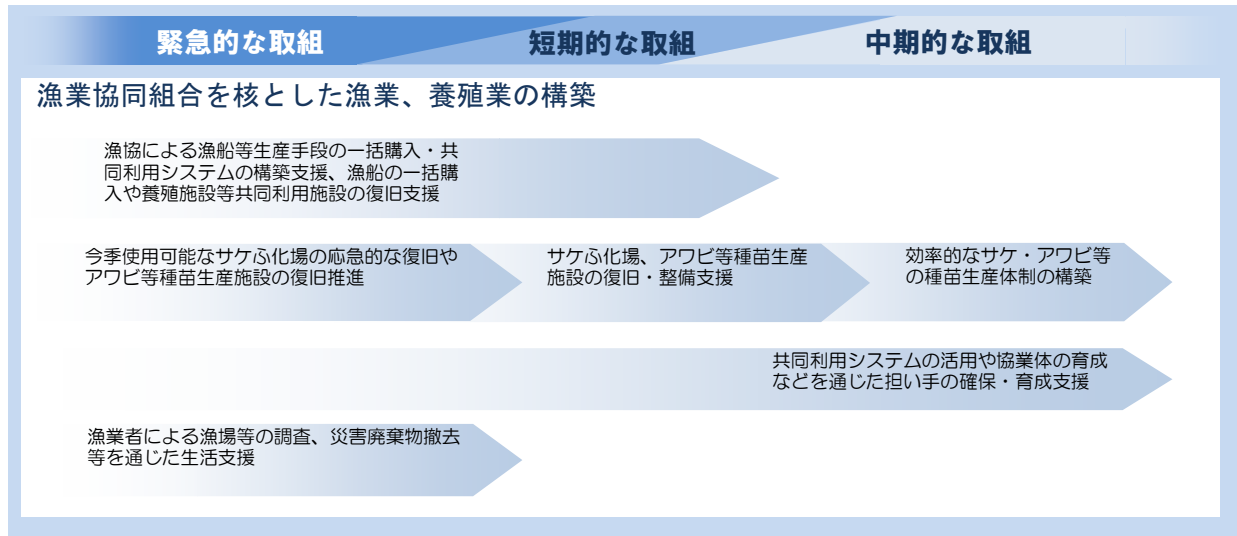
## ➤ 短期的な取組

- ・ 漁業協同組合による漁船、共同利用施設の復旧・整備を支援
- ・ サケふ化場、アワビ等種苗生産施設の復旧・整備を支援
- ・ 共同利用システムの活用や協業体の育成などを通じた担い手の確保・育成を支援

## ➤ 中期的な取組

- ・ 各漁協等が連携した効率的なサケ・アワビ等の種苗生産体制の構築

復興への歩み



取組項目② 産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築

概要

中核的な産地魚市場の再開と安定的な運営に必要な施設・設備・機器の復旧・整備や、加工機能の集積や企業間連携等による高生産性・高付加価値化の促進

- **緊急的な取組**
  - ・ 中核的な産地魚市場の再開と安定的な運営に必要な施設の応急的な復旧と設備・機器の整備を支援
  - ・ 秋サケ漁の水揚げに向けて、荷捌き施設の応急的な復旧を支援
  - ・ 事業再開に向けて、冷凍・冷蔵施設、加工施設等共同利用施設の復旧・整備を支援
  - ・ ファンドによる既存債務の軽減と融資・補助制度の充実により企業再生を支援
- **短期的な取組**
  - ・ 中核的な産地魚市場における高度な衛生・鮮度管理に対応できる施設・設備の復旧・整備を支援
  - ・ 水産物の水揚げ状況や市場としての機能付けに応じた産地魚市場の施設・設備の復旧・整備を支援
- **中期的な取組**
  - ・ 加工機能の集積や企業間連携等による高生産性・高付加価値化を実現する流通（魚市場）・加工体制の構築

復興への歩み



## 取組項目③ 漁港等の整備

### 概要

漁港・漁場の支障物・災害廃棄物（がれき）の早期撤去、当面の安全性や機能の確保のための漁港、海岸保全施設等の応急的な復旧を進めるとともに、地域の防災対策や地域づくり、水産業再生の方向性を踏まえた漁港・漁場・漁村生活環境基盤や海岸保全施設の復旧・整備を推進

#### ➤ 緊急的な取組

- ・ 漁港での漁船の係留・停泊機能回復のための航路・泊地の支障物や災害廃棄物を撤去
- ・ 生産再開に向けた漁場での災害廃棄物を撤去
- ・ 当面の安全性や機能の確保のための漁港や海岸保全施設等の応急的な復旧

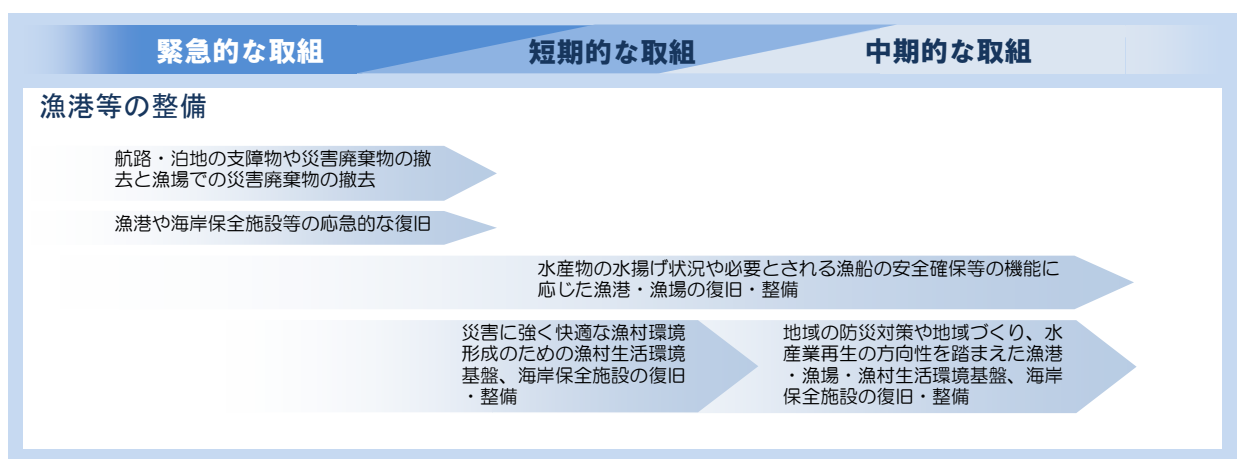
#### ➤ 短期的な取組

- ・ 水産物の水揚げ状況や必要とされる漁船の安全確保等の機能に応じた漁港・漁場の復旧・整備
- ・ 災害に強く快適な漁村環境形成のための漁村生活環境基盤、海岸保全施設の復旧・整備

#### ➤ 中期的な取組

- ・ 地域の防災対策や地域づくり、水産業再生の方向性を踏まえた漁港・漁場・漁村生活環境基盤、海岸保全施設の復旧・整備

### 復興への歩み



取組項目④ 地域特性を生かした生産性・収益性の高い農業の実現

概 要

早期の営農再開に向けた農地等の復旧を進めるとともに、沿岸地域の夏季冷涼・冬季温暖な気象特性等を生かした園芸産地の形成や地域の防災対策や地域づくりの方向性を踏まえた農業生産基盤や農村生活環境基盤、海岸保全施設の復旧・整備を推進

➤ 緊急的な取組

- ・ 農地等の災害廃棄物（がれき）の早期撤去や除塩対策の実施
- ・ 早期の営農再開に向けて、農地・農道・水利施設等の農業生産基盤の応急的な復旧
- ・ カントリーエレベーターや農業倉庫等共同利用施設の復旧を支援
- ・ 当面の安全性や機能の確保のための海岸保全施設等の応急的な復旧
- ・ 当面の所得確保に向けた農産加工等の再開や秋冬期野菜（キャベツ等）の導入促進

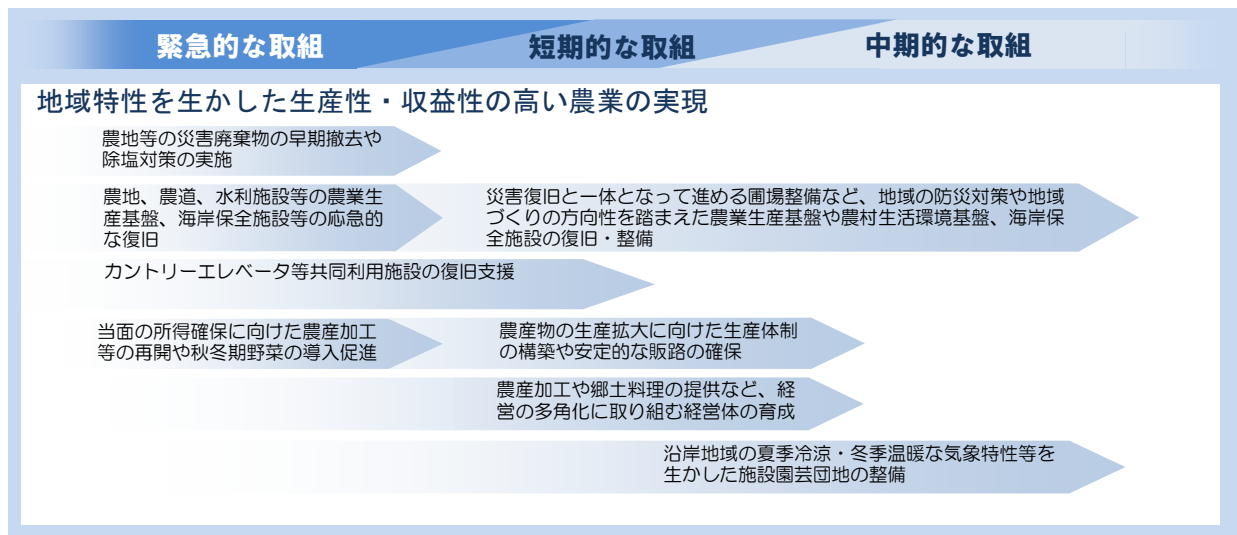
➤ 短期的な取組

- ・ 農産物の生産拡大に向けた生産体制の構築や安定的な販路の確保
- ・ 農産加工や郷土料理の提供など、経営の多角化に取り組む経営体の育成
- ・ 農地・農道・水利施設等の農業生産基盤の復旧・整備
- ・ 災害に強く快適な農村環境形成のための農村生活環境基盤、海岸保全施設の復旧・整備

➤ 中期的な取組

- ・ 沿岸地域の夏季冷涼・冬季温暖な気象特性等を生かした園芸産地の形成
- ・ 災害復旧と一体となって進める圃場の整備など、地域の防災対策や地域づくりの方向性を踏まえた農業生産基盤や農村生活環境基盤、海岸保全施設の復旧・整備

復興への歩み





## 取組項目⑤ 地域の木材を活用する加工体制の再生

### 概要

地域の木材を活用する合板工場等の復旧・整備を支援し、木材加工体制の再生を図るとともに、地域の防災対策や地域づくりの方向性を踏まえた海岸保全施設等の復旧・整備を推進

#### ➤ 緊急的な取組

- ・ 防潮林等の災害廃棄物（がれき）の早期撤去
- ・ 当面の安全性や機能の確保のための海岸保全施設の応急的な復旧
- ・ 早期の操業再開が可能な地域の木材を活用する合板工場等の施設・機械設備の復旧・整備を支援
- ・ 地域の合板工場等の被災により流通が停滞している原木の販路拡大を支援

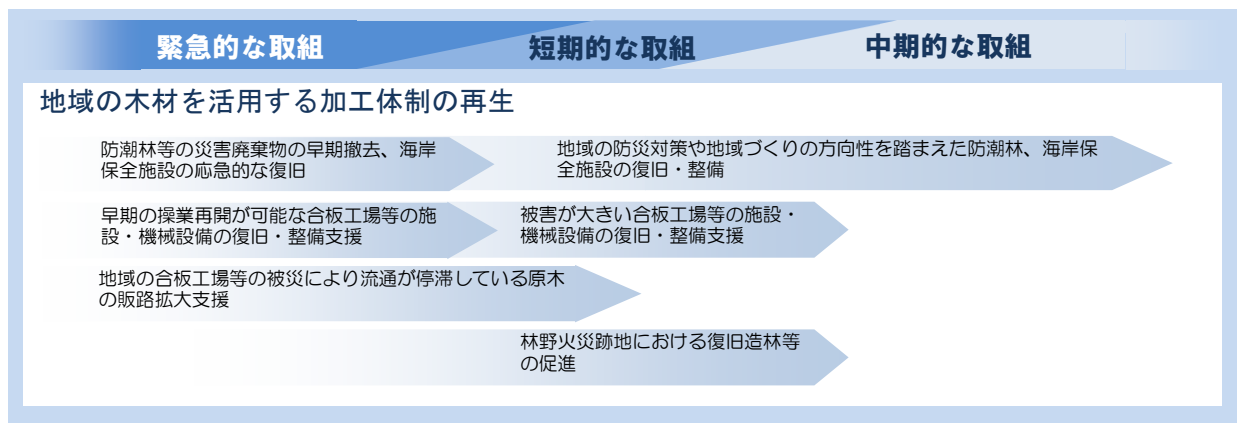
#### ➤ 短期的な取組

- ・ 被害が大きい合板工場等の施設・機械設備の復旧・整備を支援
- ・ 林野火災跡地における復旧造林等の促進

#### ➤ 中期的な取組

- ・ 地域の防災対策や地域づくりの方向性を踏まえた防潮林、海岸保全施設の復旧・整備

### 復興への歩み



## 「なりわい」の再生（Ⅱ）

## 経済産業

## ■ 基本的考え方

被災地域の経済を支える中小企業等の事業再開や復興に向けた手厚い支援を実施し、早期に経済の収縮に歯止めをかけるとともに、新たな商店街の再構築によるにぎわいの回復や地域の特性を生かした産業の振興を支援する。

## 取組項目① 中小企業等への再建支援と復興に向けた取組

## 概要

被災地域の企業や商店街に向けた支援体制や助成制度を構築し、早期の事業再開を図るとともに、きめ細かなサポートにより地域産業を振興

## ➤ 緊急的な取組

- ・ 早期の事業再開に必要な施設や設備等の整備に対する融資・助成支援
- ・ 事業経営に対する相談体制の充実

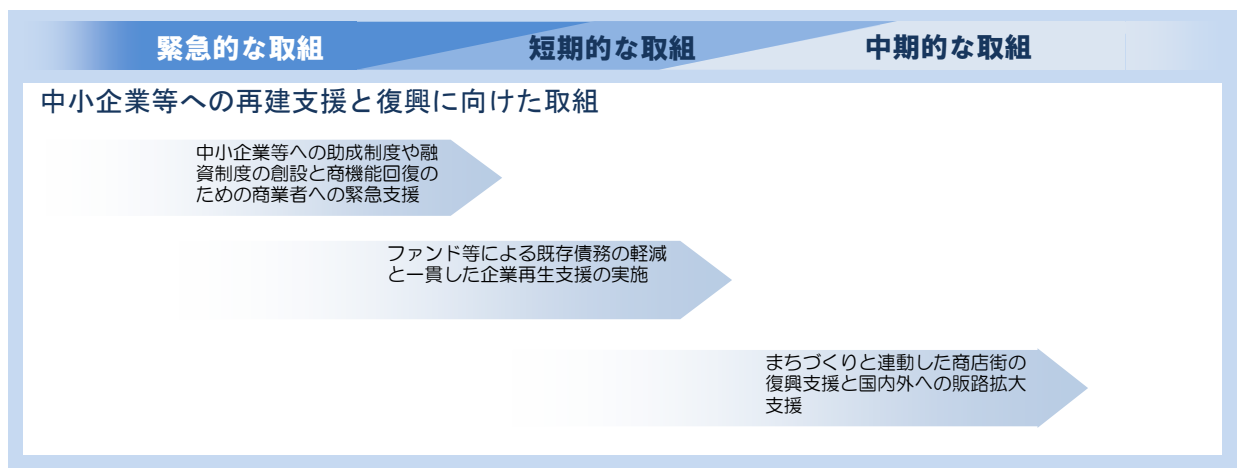
## ➤ 短期的な取組

- ・ 既存債務の軽減と一貫した企業再生支援
- ・ 再建した企業の経営安定化に向けた金融面や制度面の継続的な支援

## ➤ 中期的な取組

- ・ 被災地域の復興したまちづくりに連動した商店街振興を行うとともに、特色ある地場企業等の高度化や高付加価値化及び国内外への販路開拓・取引拡大を支援

## 復興への歩み



## 取組項目② ものづくり産業の新生

## 概 要

被災企業の早期事業再開や地域の牽引役となる重点産業の早期回復を支援するとともに、沿岸部と内陸部との連携によるものづくり体制の強化や更なる産業集積を図ることにより地域経済の活性化を推進

## ➤ 緊急的な取組

- 被災企業の早期事業再開や被災地域の中核産業の早期回復を支援

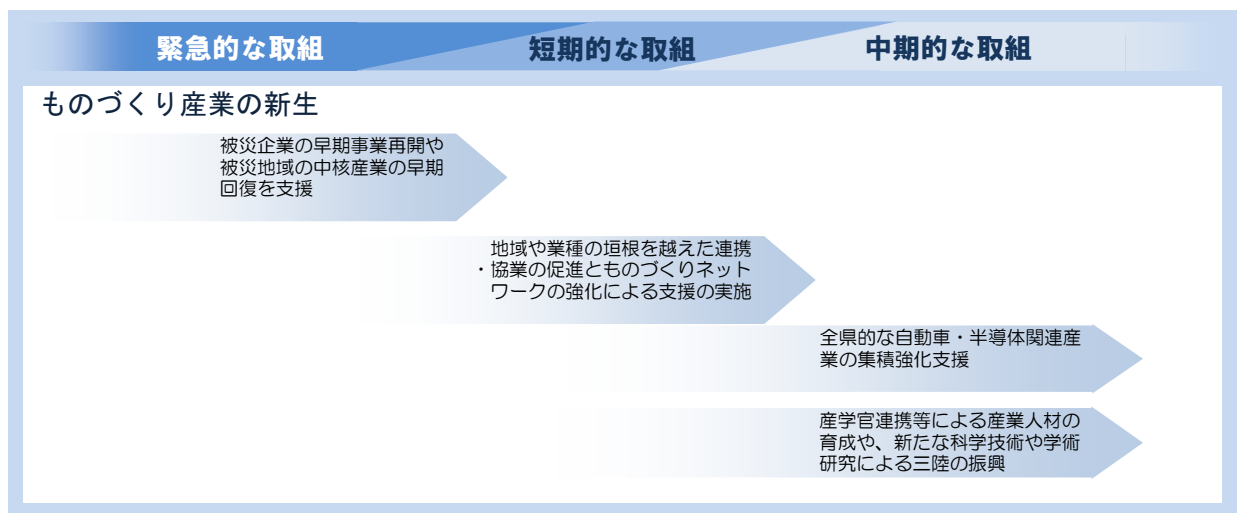
## ➤ 短期的な取組

- 内陸のものづくり企業とのネットワーク構築等による企業間の相互支援を促進
- サプライチェーン再構築と取引拡大支援

## ➤ 中期的な取組

- 牽引役となる重点産業への支援や新たな企業誘致等による産業の集積や規制緩和等による総合的な優遇施策の実施
- 産学官連携による産業人材の育成や、地域の特性を生かした科学技術や学術研究による三陸の振興

## 復興への歩み



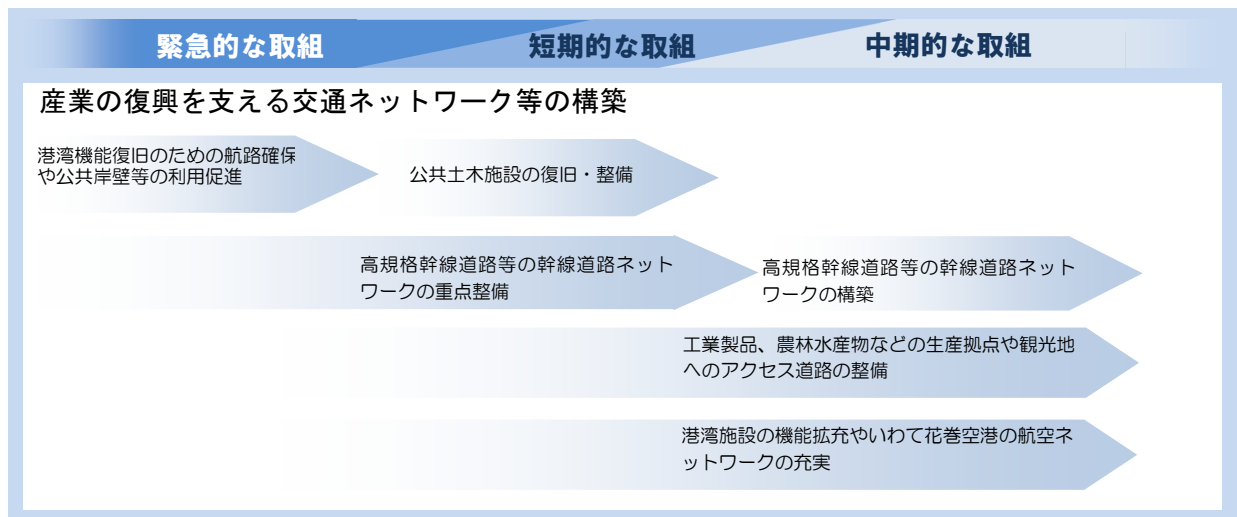
取組項目③ 産業の復興を支える交通ネットワーク等の構築

概 要

新しい三陸沿岸地域の産業の復興を支える道路、港湾などの交通ネットワーク等を構築

- **緊急的な取組**
  - ・ 港湾機能復旧のための航路確保や公共岸壁等の利用促進
- **短期的な取組**
  - ・ 道路、港湾等の公共土木施設の復旧・整備
  - ・ 高規格幹線道路等の幹線道路ネットワークの重点整備（再掲）
- **中期的な取組**
  - ・ 高規格幹線道路等の幹線道路ネットワークの構築
  - ・ 工業製品、農林水産物などの生産拠点や観光地へのアクセス道路の整備
  - ・ 港湾施設の機能拡充や、いわて花巻空港の航空ネットワークの充実

復興への歩み



## 「なりわい」の再生（Ⅲ）

## 観光

## ■ 基本的考え方

多くの観光資源が失われた沿岸地域の観光産業の早期復旧・復興に努め、魅力あふれる観光地や観光産業を創造し、震災に負けない、がんばる岩手を広く国内外へ情報発信することにより、観光立県を確立する。

## 取組項目① 観光資源の再生と新たな魅力の創造

## 概 要

三陸沿岸観光の再構築を図るため、被災した沿岸地域の観光産業の早期再建に注力するとともに、きめ細かなサポートにより経営を支援し、観光に関わる官民一体となった観光地のプラットフォーム体制を構築

また、災害を考慮した自然とのふれあいの場の提供など、安全・安心な観光地の構築による交流人口の増加

## ➤ 緊急的な取組

- ・ 観光事業者等の早期復旧に向けた金融・経営支援

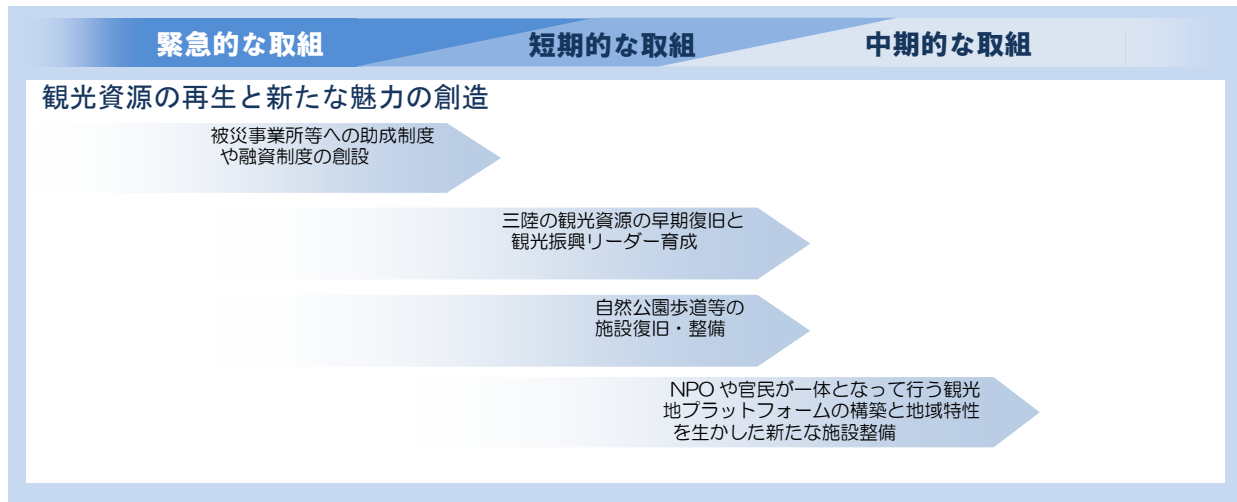
## ➤ 短期的な取組

- ・ 早期に復旧可能な三陸の特色ある観光資源の情報発信や観光振興リーダーの育成支援
- ・ 自然公園歩道などの施設復旧・整備による、自然とのふれあいの促進

## ➤ 中期的な取組

- ・ 観光に関わる幅広い産業の連携やNPOや官民が一体となった観光地のプラットフォーム体制を構築
- ・ 復興に合わせ新たな観光資源を開発するなど三陸沿岸観光を再構築し、津波防災やジオパークなど新たな魅力を付加した観光振興を推進

復興への歩み



## 取組項目② 復興の動きと連動した全県的な誘客への取組

## 概 要

震災被害等により沈滞する観光産業を支援し、岩手の歴史・文化・景観に基づく観光資源の新たな発掘と再構築による誘客の促進を図るとともに復興支援をきっかけとして生まれたつながりを大切にする「おもてなしの郷 いわて」としての国際的な観光立県を確立

## ➤ 緊急的な取組

- 被災により沈滞した観光需要を喚起するため、国内外からの復興支援の取組に連動したキャンペーンを官民挙げて実施

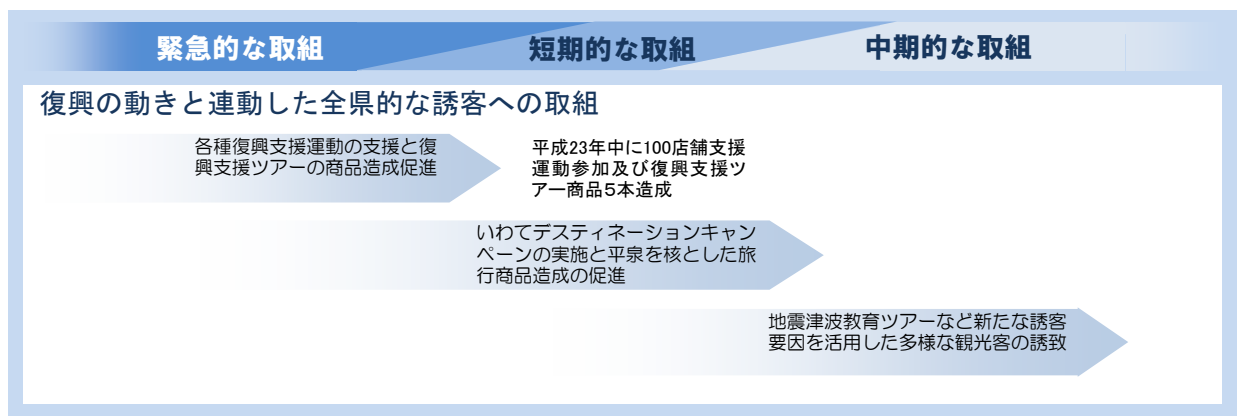
## ➤ 短期的な取組

- 平泉文化遺産の世界遺産登録や、いわてデスティネーションキャンペーンと連動する施策の実施

## ➤ 中期的な取組

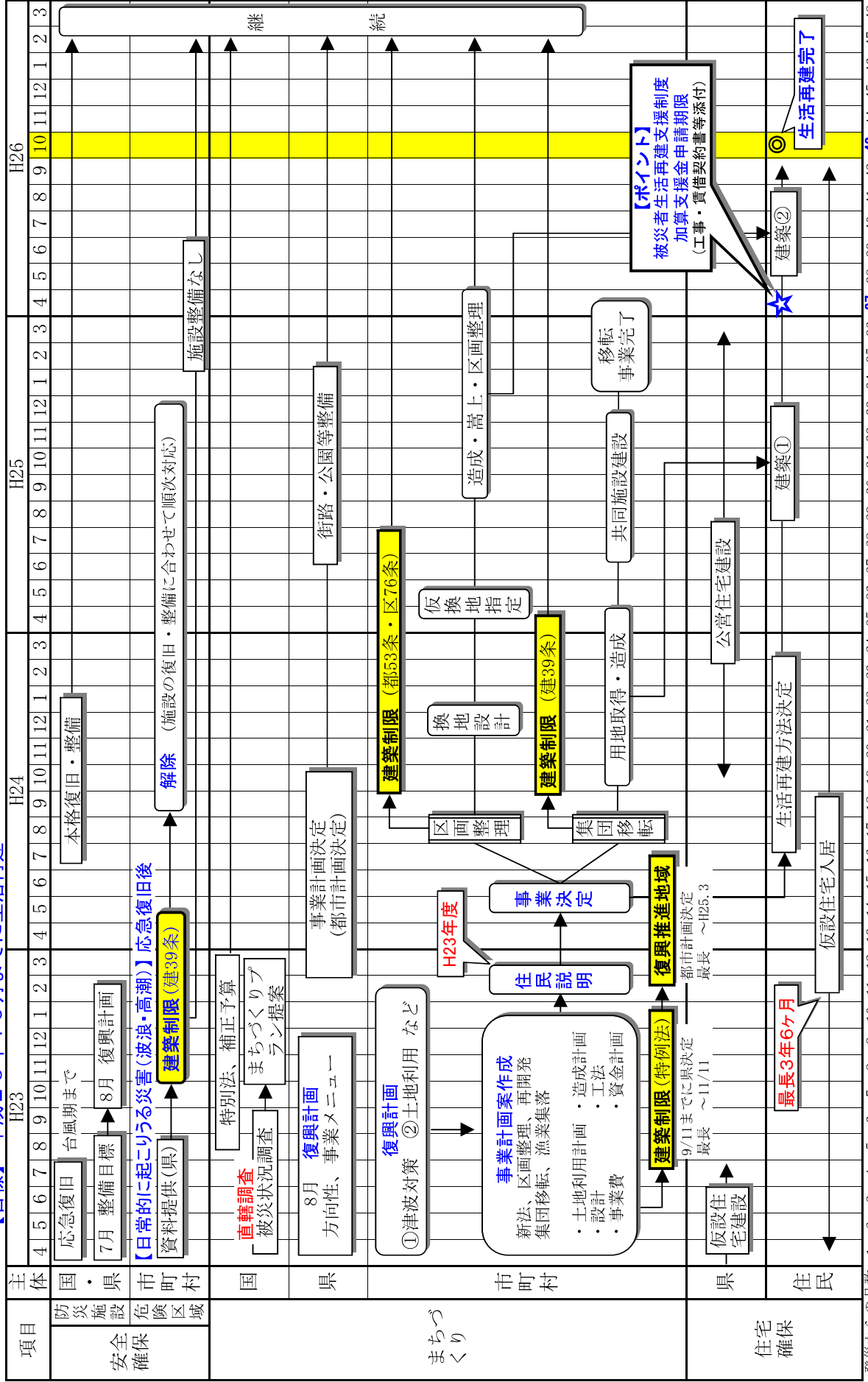
- 津波防災等の先駆的な取組を新たな誘客要因とした多様な観光資源の創造と情報発信
- 国内外からの復興支援への深い感謝に根付く、日本一の「おもてなし」の心と、歴史、文化、豊かな自然と暮らしが調和する国際的な観光立県の確立

## 復興への歩み



復興まちづくりの工程表（モデル事例）

【目標】 平成26年10月までに生活再建



発災からの月数 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48

(注) およその手順をイメージとして示して示しているもので、具体的な内容・日程を決定したものではありません。



## 三陸沿岸の復興は『復興道路』の整備から！！ 〈岩手県〉

### ○ 被災地の特徴

岩手県の沿岸地域は、南北に約220kmにも及び都市間距離も長いほか、内陸部との距離も盛岡～宮古間で約100kmとなっているなど、自然災害発生時における救急活動や物資の輸送、避難時には、非常に大きな不安を抱えている地域。

### ○ 高規格幹線道路等が果たした役割

今回の地震津波災害では、沿岸部の基幹道路である国道45号が各地で寸断された一方で、3月5日に開通した「釜石山田道路」をはじめとする「三陸縦貫自動車道」や「東北横断自動車道釜石秋田線（仙人峠道路）」については損傷がほとんどなく、津波襲来時の避難道路やその後の緊急物資の輸送道路として極めて有効に機能したほか、地域住民の避難路としても利用され、まさに「命の道路」であることを痛感。

### ○ 岩手県の高規格幹線道路等の整備状況

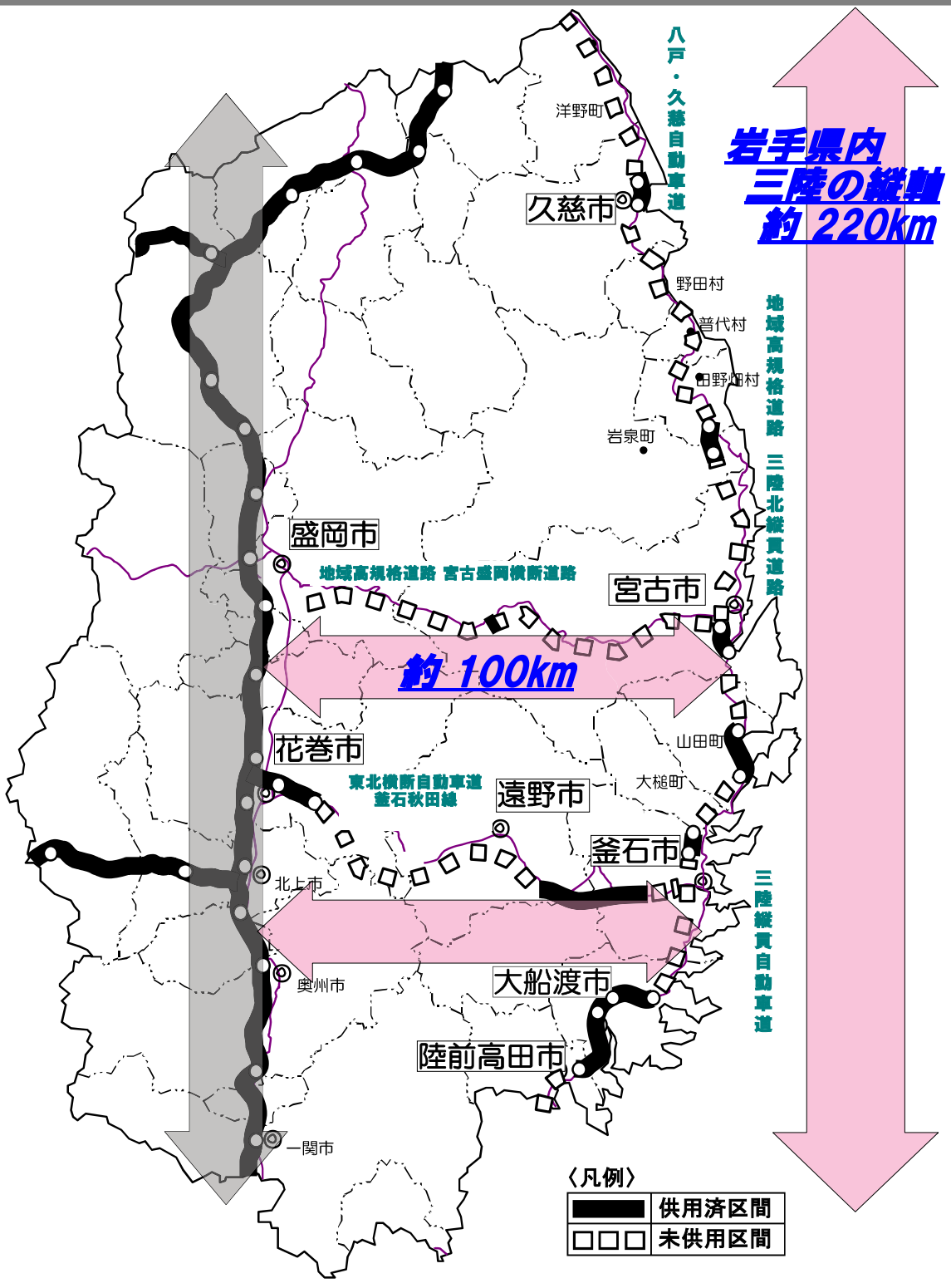
しかし、高規格幹線道路及び地域高規格道路による本県沿岸縦貫軸の整備率は未だ2割、「東北横断自動車道釜石秋田線」の釜石自動車道の整備率は4割弱にとどまる。

### ○ 復興道路の早期整備と財政支援が必要不可欠

本地域の復興のためには、「三陸縦貫自動車道」などの三陸沿岸の縦貫軸及び「東北横断自動車道釜石秋田線」などの横断軸の道路ネットワークの構築が必要不可欠であり、これらの道路を『復興道路』として位置づけ、

- ① 集中的投資による3年間での重点的な整備、遅くとも5年以内の全線開通が不可欠。
- ② 事業実施における地元負担への全面的な財政支援が不可欠。

**三陸沿岸の復興は『復興道路』の整備から！！**  
**<岩手県>**



「緊急に提言すべき事項」として提案する項目

岩手県知事 達増 拓也

## 1 まちづくりに関して

岩手県の特徴 (被害状況等)	<p>1. <u>岩手県沿岸部では被災額が資本ストックに占める比率が高い。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">〔 岩手県沿岸部における被害額は同沿岸部推定資本ストックの47.3% 岩手・宮城・福島・茨城の4県沿岸部における平均は17.2% (日本政策投資銀行推計) 〕</p> <p>2. <u>沿岸の主な市街地が大規模に被災し、地盤沈下や防潮堤の損壊等で市街地適地が縮小</u></p> <p>3. <u>漁業で生計を立てる小規模な集落がリアス式海岸の入江に数多く点在し、その多くが被災</u></p>
岩手県における課題	<p>1 <u>被災市街地における安全の確保と早急な復旧</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市街地の一部には土地利用に適さない箇所があるなど、<u>大胆な市街地の再編が必要</u>だが、被災により所有者や境界が不明となった土地が存在し、従前の区画整理手法では、権利確定に相当な時間が必要。</li> <li>・ <u>被災者の資力が減退</u>しており、新たな土地を取得する資金の確保が困難。</li> <li>・ <u>財政基盤が脆弱な自治体</u>における甚大な被害の被災。</li> </ul> <p>2 <u>漁業集落における安全な居住地と就業の場の確保</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁船や養殖施設等の被害が甚大で、<u>住宅再建のための資金調達</u>が困難</li> </ul>
提案事項	<p>1 <u>被災市街地における安全の確保と早急な復旧</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災市街地において、<u>大胆な市街地の再編を可能にするため、被災市街地復興区画整理事業に代わる新たな制度</u>が必要。</li> <li>・ 安全な居住地（高台等）への円滑な移転が可能となるよう<u>防災集団移転促進事業の拡充（被災した土地を適切な価格で買い上げる等）</u>が必要</li> <li>・ 安全な住宅地に低廉な家賃等で居住できるようにするため、<u>災害公営住宅への国の支援の強化</u>等が必要。</li> <li>・ 低地においては、避難のため津波に耐性のある<u>堅牢な建築物（避難ビル）を配置するための国の支援</u>が必要。</li> <li>・ 発災時に高台や避難ビルに速やかに避難できるようにするための<u>避難路の確保に対する国の支援</u>が必要。</li> </ul> <p>2 <u>漁業集落における安全な居住地と就業の場の確保</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災した<u>小規模集落が安全な居住地（高台等）に移転</u>することを可能にするための<u>防災集団移転促進事業の拡充（戸数用件の緩和等）</u>が必要。</li> <li>・ 漁業集落の特性から、<u>作業所を海辺に整備できる制度</u>が必要。</li> </ul>

## 【提案事項（制度等イメージ）】

### 1 市街地整備のための新たな制度の創設等

#### ① 被災市街地復興区画整理事業に代わる新たな制度の創設

- ・ 建築制限をしながら市街地再編を先行して実施し、権利関係の整理は課税台帳や航空写真等により事後に行う仕組みの導入
- ・ 補助率を1/2から9/10にアップ
- ・ 都市計画決定や被災戸数を事業実施の要件としない（住民意見は復興計画作成段階で反映、小規模市町村でも実施可能な要件緩和）
- ・ 避難路（高台への階段等）の整備を計画的かつ重点的に行うための仕組みの導入

#### ② 住宅確保に向けた対策

- ・ 低廉な家賃で入居が可能となるよう災害公営住宅の整備に対する国の全面的な支援（補助率3/4から9/10にアップ）
- ・ 新たな住宅・宅地の提供を速やかに行うための事業実施体制の構築（都市再生機構等の活用）と国による財政的支援
- ・ 被災者向け住宅地を低廉な価格で提供できるような仕組みの構築（定期借地権利用の場合の保証金助成等）

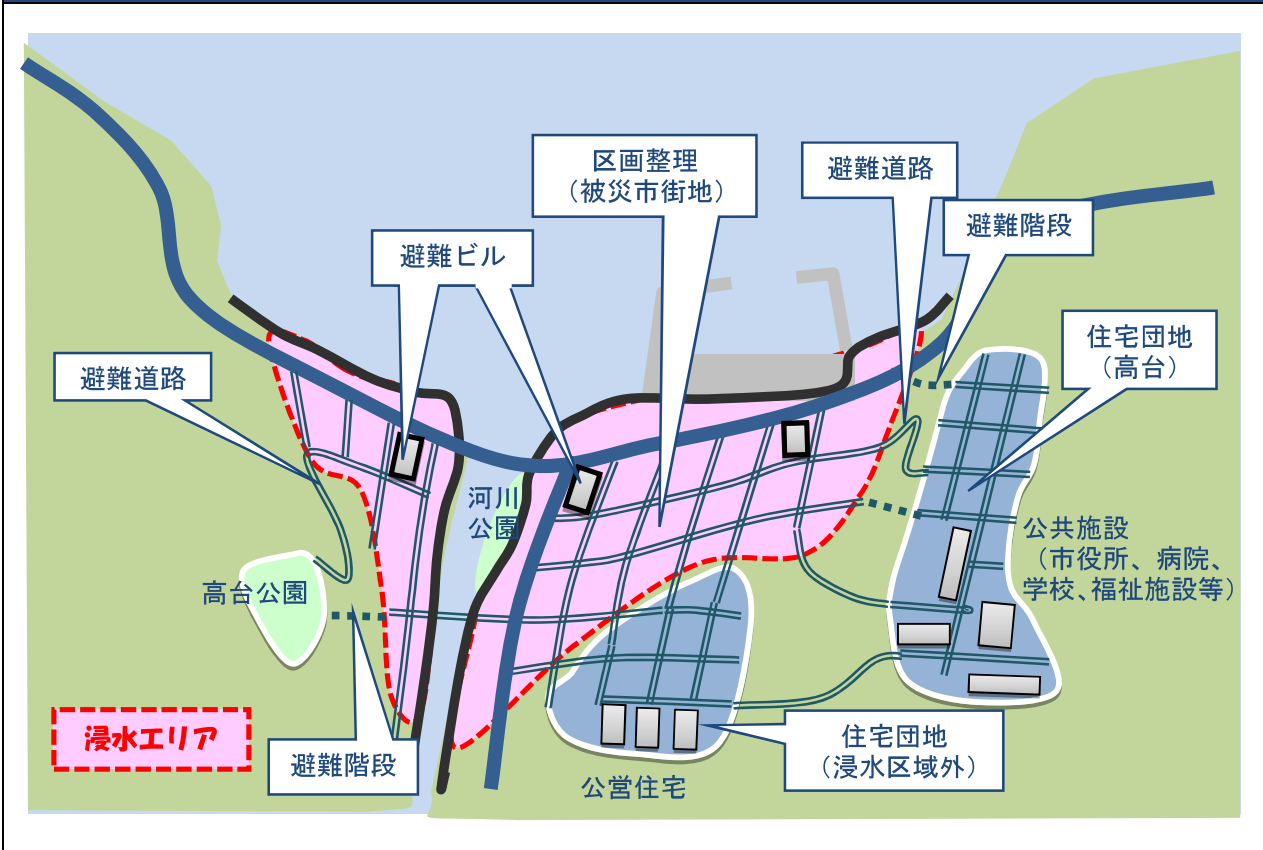
#### ③ 避難ビル建設への支援

- ・ 避難ビルの構造強化や高層化、敷地の共同化のための費用に対する国の支援

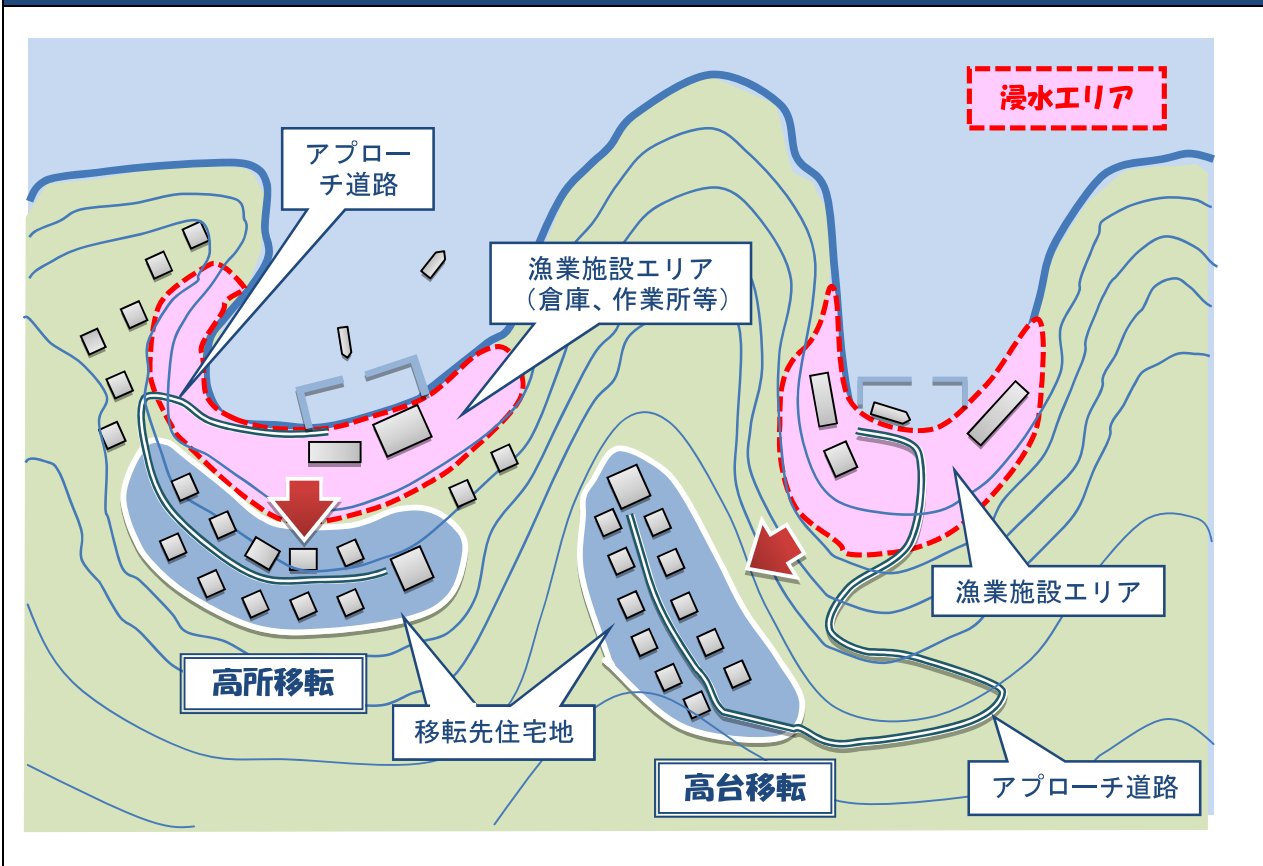
### 2 防災集団移転促進事業の拡充

- ・ 被災した土地の被災前の価格での買い取り
- ・ 小規模集落対策として集団移転規模を10戸から5戸に緩和
- ・ 住宅建設資金の利子補助に加え、元本分5,000千円/戸を給付
- ・ 住宅団地から離れた海辺の共同作業所建設費及び住宅団地と共同作業所の連絡道路整備費等を補助対象とする
- ・ 補助率を3/4から9/10にアップ

### 被災市街地復興区画整理事業に代わる制度イメージ



### 防災集団移転促進事業の拡充イメージ



防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律  
(昭和47年法律第132号) スキーム図

○法制定の背景

昭和47年7月豪雨災害等による被害を契機に議員立法により制定

○法の趣旨（第1条）

この法律は、豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象による災害が発生した地域又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第39条第1項の規定により指定された災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進するため、地方公共団体が行なう集団移転促進事業に係る経費に対する国の財政上の特別措置等について定めるものとする。

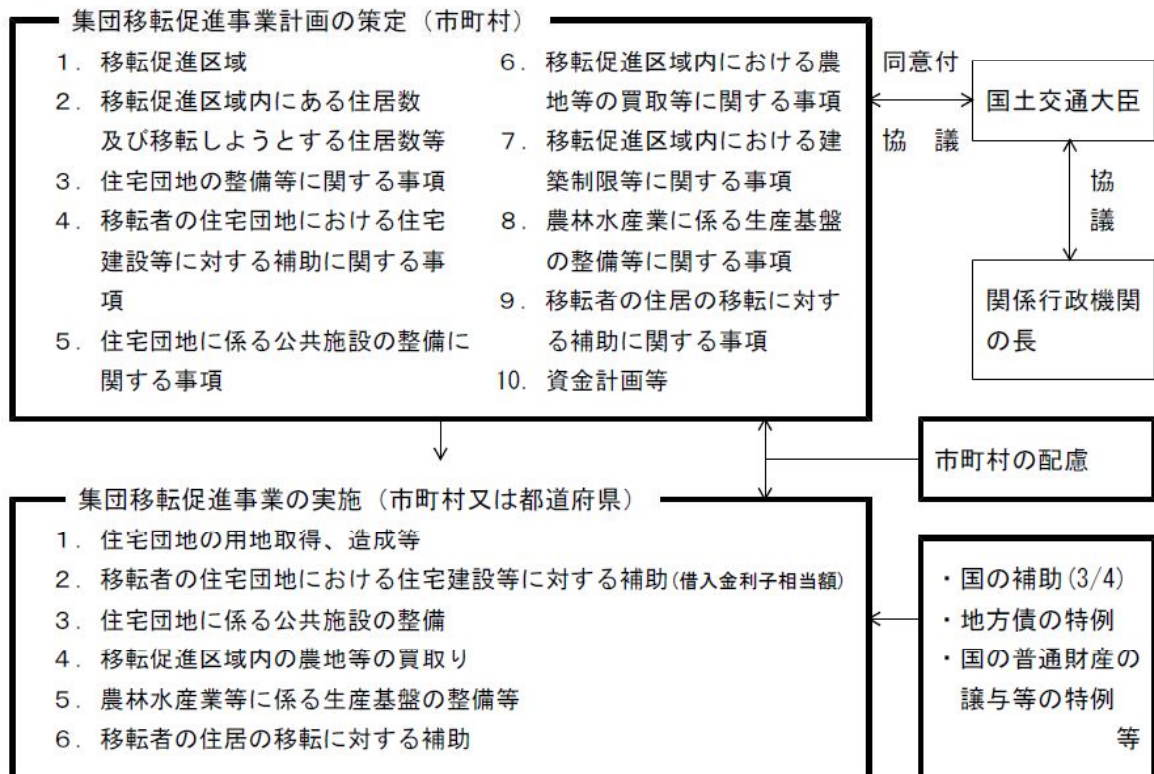
○移転促進区域内にある住居の集団的移転を促進するため、国の財政上の特別措置等を講じる。

- ・ 豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象による災害が発生した地域
- ・ 建築基準法第39条第1項の規定により指定された災害危険区域

移転促進区域

住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため住居の集団的移転を促進することが適当であると認められる区域

○スキーム図



## 2 水産業の再生に関して

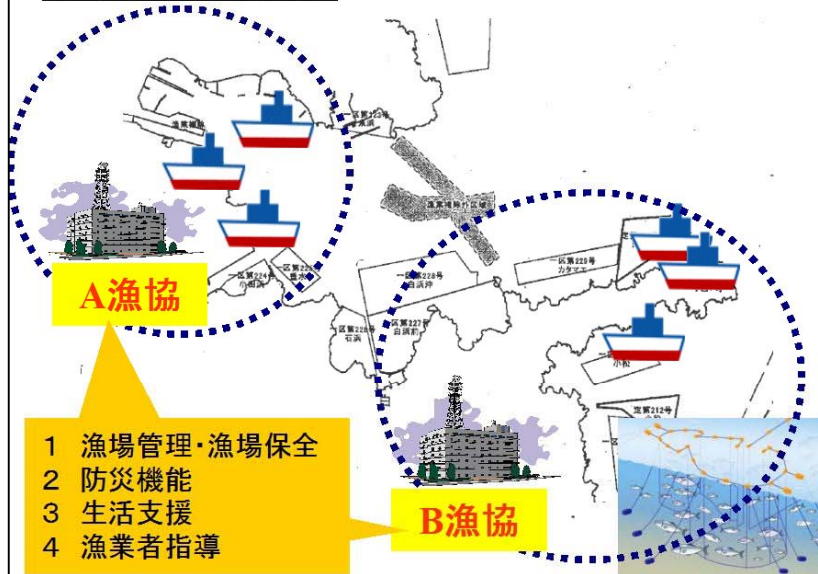
<p>岩手県の特徴 (被害状況等)</p>	<p>1 岩手県では、海面漁業・養殖業年間生産額に対する被害額が甚大          (岩手県：被害額推計 3,137 億円／年間生産額 453 億円 (約 6.9 倍)          宮城県：被害額推計 3,764 億円／年間生産額 829 億円 (約 4.5 倍))</p> <p>2 漁船、漁港、養殖施設、流通、加工施設等、<b>水産業の基盤となる設備・施設が壊滅的な状態</b>となり、水産業を基幹とする沿岸地域の産業及び生活基盤が失われた。</p> <p>3 岩手県の漁業者は<b>沿岸漁業や養殖業を主体とする小規模経営体が多く、所管漁協が漁場を管理し、漁業者を指導することにより生産活動が行われている。</b></p> <p>4 県下 24 漁協 (沿海地区) のうち、14 漁協の事務所が流失・全壊等の被害を受けたが、<b>早期に漁協機能を回復させ、漁協を核とした漁業、養殖業を構築し、地域ごとに主体性をもった水産業の再生を図ることが適切。</b></p>
<p>岩手県における課題</p>	<p>1 <b>生産基盤の復旧に伴う大きな地元負担</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>岩手県沿岸市町村、漁協は、<b>財政基盤がぜい弱</b>であり、一次補正予算では、従来の制度に比べ地元負担の軽減を図るなどの配慮は伺えるものの、漁船、加工施設等の<b>生産基盤のすべてを失った漁業者、漁協、加工業者</b>にとって、これらを新たに整備することで負担が積み上がるため、<b>自助努力では到底復旧が困難な状況。</b></li> </ul> <p>2 <b>沿岸集落の地域コミュニティの維持</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>岩手県沿岸集落の<b>地域コミュニティの多くは、水産業を通じて形成</b>されていることから、<b>水産業の衰退に伴い、地域コミュニティが消滅する恐れ。</b></li> </ul>
<p>提案事項</p>	<p>1 <b>水産業の再生へ向けた全面的な支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>岩手県水産業は、<b>漁業と流通・加工業とが車の両輪となって発展</b>してきたことから、これらの一体的な整備による水産業の再生について、<b>国家プロジェクトによる全面的な支援が必要不可欠。</b></li> </ul> <p>2 <b>漁協を核とした共同利用システム等の構築</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>再生に当たっては、<b>地域コミュニティごとに復興を図るべき</b>であり、<b>漁協が核となり、漁船等を一括整備し、組合員が共同利用するシステム等の構築が必要不可欠。</b></li> </ul>

# 漁業協同組合を核とした「**共同利用システム**」等の構築

## ●岩手県の特徴（被害状況等）

- 1 海面漁業・養殖業年間生産額に対する被害額が甚大  
[被害額推計3,137億円／年間生産額453億円(約6.9倍)]
- 2 水産業の基盤となる設備・施設が壊滅的な状態
- 3 本県の漁業者は小規模経営体が多い
- 4 県下24漁協のうち、14漁協の事務所が流失・全壊

## ●沿岸集落の地域コミュニティは水産業を通じて形成



漁業協同組合

一括整備

漁船、漁具、養殖施設、共同利用施設等



貸出

漁業者

漁業者

漁業者

漁業者

漁業者

共同利用システム等



### 3 津波被害に係る二重債務解消に関して

<p>岩手県の特徴 (被害状況等)</p>	<p>1 平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波に伴う <b>商工業関係の被害額は推計 1, 6 6 1 億円</b>。 沿岸地区の主要企業の約 7 割が被災(東京商工リサーチ調査)。</p> <p>2 小売・卸売業等の <b>商業施設</b>、水産加工等の <b>製造業の設備・施設</b>、ホテル・旅館・民宿等の <b>宿泊施設</b>が <b>壊滅的な状態</b>となり、沿岸地域の産業及び生活基盤が失われた。</p> <p>3 沿岸地域の商工業者は <b>中小企業が主体</b>で、<b>経営基盤が脆弱</b>。</p>
<p>岩手県における課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災した資産に係る負債やローンの支払いはそのまま</li> <li>・新たな借り入れ・返済が困難</li> <li>・先の債務と二重負担になり <b>財政的にもまた精神的にも再建にあたっては大きな支障</b></li> </ul>
<p>提案事項</p>	<p><b>1 ファンド設立による企業支援</b> <b>国、県、金融機関等が出資するファンドの組成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①被災資産(建物、設備等)に係る既存債務の買取り</li> <li>②再建に向けた公的融資の不足分に係る資金融資</li> <li>③企業再生まで一貫した企業支援</li> </ul> <p><b>2 制度拡充による個人再建支援</b> <b>生活支援法等の拡充による個人への生活再建支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①被災者生活再建支援金の大幅な拡充 200 万円 ⇒ 500 万円</li> <li>②被災者向け公営賃貸住宅の整備</li> <li>③国による住宅ローン買取制度等の導入</li> </ul> <p><b>3 期待される効果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○二重債務解消等により <b>企業活動が早期に再開され、雇用の場が復活</b></li> <li>○個人の生活再建が図られ、<b>安心してふるさとで暮らせる</b>環境の整備</li> </ul>

## 津波被害からの再建における二重債務解消に向けた支援策(案)

### 1 現 状

- 津波被害により資産が流失しても既存債務だけが残っている
- 新たな借入れ・返済が困難

### 2 要 望

- 既存債務を解消したうえで前向きな企業再建・生活再建が早急に可能となるよう支援願いたい

#### ファンド設立による企業支援

##### ◎国、県、金融機関等が出資するファンドの組成

- ①被災資産(建物、設備等)に係る既存債務の買取り
- ②公的融資の不足分に係る資金融資
- ③企業再生まで一貫した企業支援

#### 制度拡充による個人再建支援

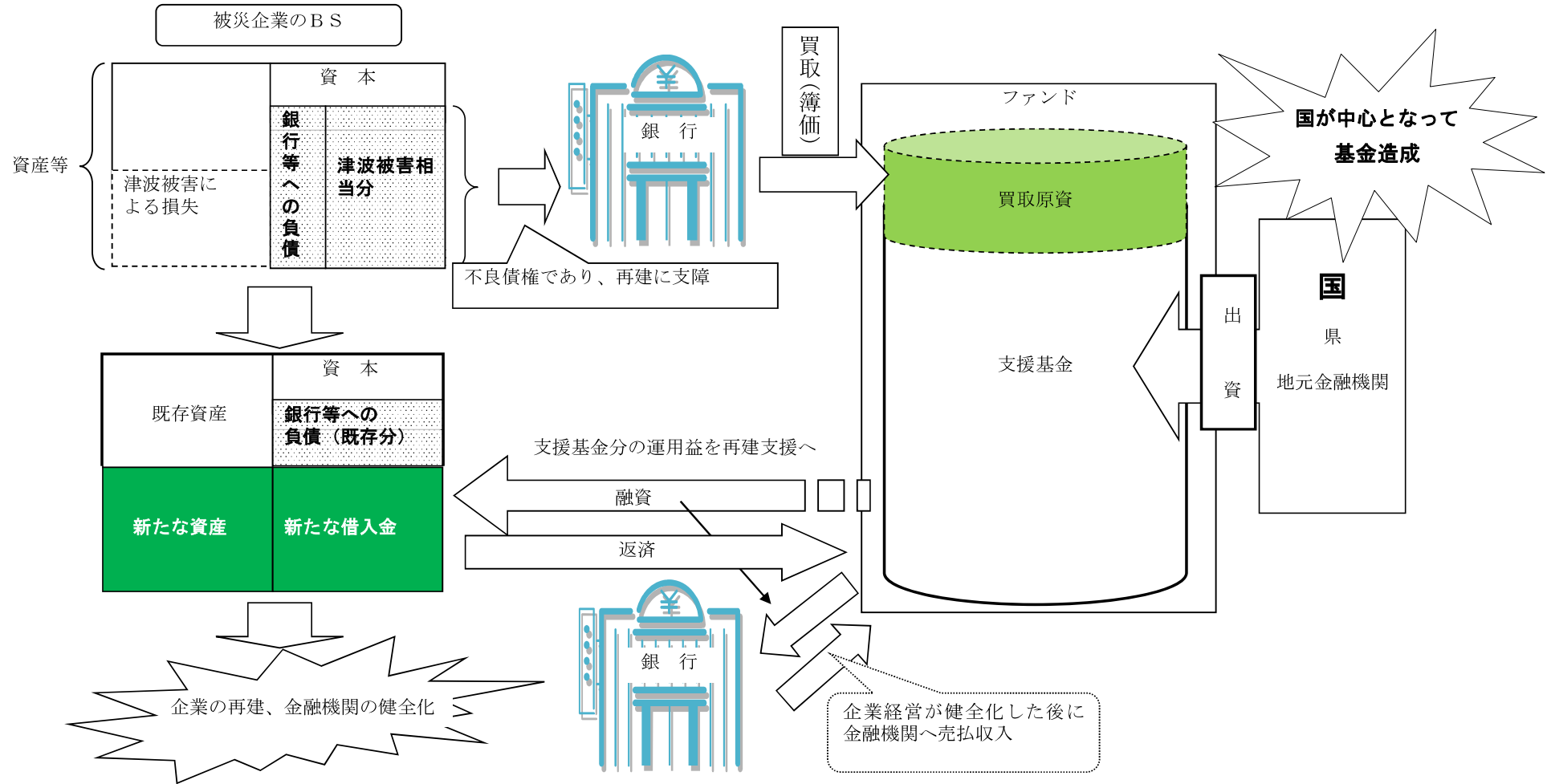
##### ◎生活支援法等の拡充による個人への生活再建支援

- ①被災者生活再建支援金の大幅な拡充  
200万円 ⇒ 500万円
- ②被災者向け公営賃貸住宅の整備
- ③国による住宅ローンの買取制度などの導入

- 二重債務解消等による企業活動の早期再開、雇用の場の復活、地域経済の再生
- 個人の生活再建による、安心してふるさとで暮らせる環境の整備

※ 生活支援・産業支援等を総合的に行うため、過去の大震災時に設置された「復興基金」を設けることは、今後の検討課題であるが、それらとは異なり、二重債務解消等の目的に特化したファンドを想定。

# 企業支援のイメージ



(注)被災した個人の住宅ローンについては、国(例えば、住宅金融支援機構など)が買取制度等を新たに導入して支援

## 岩手県における「復興ビジョン」等の策定スケジュール

岩手県知事 達増 拓也

- 4月 ○ 「東日本大地震津波からの復興に向けた基本方針」の決定（4月11日）
  - 「『がんばろう！岩手』宣言」の発表（同上）
  - 第1回岩手県東日本大震災津波復興委員会の開催（同上）
  - 復興委員会委員による現地調査の実施（4月14,15日）
    - ・ 第1回津波防災技術専門委員会の開催（4月22日）
  - 第2回岩手県東日本大震災津波復興委員会の開催（4月26日）
    - ・ 第1回総合企画専門委員会の開催（4月30日）
  
- 5月
  - ・ 第2回津波防災技術専門委員会の開催（5月8日）
  - 第3回岩手県東日本大震災津波復興委員会の開催（5月13日）
    - ・ 第2回総合企画専門委員会の開催（5月16日）
  - 被災市町村からの意見聴取
  - 各界の専門家等からの提言等聴取
    - ・ 第3回津波防災技術専門委員会の開催（5月中旬）
    - ・ 第3回総合企画専門委員会の開催（5月中旬）
  - 第4回岩手県東日本大震災津波復興委員会の開催（5月下旬）
  
- 6月 ○ 第5回岩手県東日本大震災津波復興委員会の開催（6月上旬）
  - 「復興ビジョン」（案）の策定
  - 6月定例県議会 説明
  
- 7月 ○ パブリックコメントの実施
  - 地域説明会の実施
  
- 8月 ○ 具体的に取り組む施策等を盛り込んだ「復興計画」（案）の策定
  - 「復興ビジョン」（案）等に基づき国に予算要望
  
- 9月 ○ 9月定例県議会 説明
  - 「復興ビジョン」の策定
  - 「復興計画」の策定

※ 上記のスケジュールは、現時点での予定であり変更となる場合がある。

※ 7月以降も随時、復興委員会の開催を予定。

## 岩手県内被災市町村における復興計画策定に向けた具体的な動き

岩手県知事 達増 拓也

### 1 大船渡市

- ・基本方針又は構想策定 平成 23 年 4 月 20 日に「災害復興基本方針」公表済
- ・復興計画策定 平成 23 年 7 月
- ・復興計画策定に係る委員会設置 (5 月 12 日第 1 回委員会開催予定)  
復興計画骨子・復興計画作成に当たっては、市民の各界代表、地区代表、学識経験者などの参加・協議を予定。市民意向調査については実施済み。

### 2 釜石市

- ・基本方針又は構想策定 平成 23 年 6 月末〔5 月 1 日着手〕
- ・復興計画策定 平成 23 年 9 月末
- ・復興計画策定に係る委員会設置  
平成 23 年 5 月中に釜石市復興まちづくり委員会設置予定

### 3 宮古市

- ・基本方針又は構想策定 平成 23 年 6 月中〔4 月 19 日着手〕
- ・復興計画策定 平成 23 年 10 月
- ・復興計画策定に係る委員会設置  
7 月を目途に復興計画に関して提言等を聴取するための学識経験者や産業界・公的団体の代表者、行政機関、地域住民等をメンバーとした検討組織を設置する予定

### 4 田野畑村

- ・基本方針又は構想策定 平成 23 年 7 月中〔4 月 28 日着手〕
- ・復興計画策定 平成 23 年度末
- ・復興計画策定に係る委員会設置  
平成 23 年 4 月 28 日に東日本大震災田野畑村災害復興計画策定委員会設置

